

第 8 4 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 30 年 11 月 30 日 開会

平成 30 年 12 月 5 日 閉会

南 部 町 議 会

第 8 4 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (11月30日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	9

第 2 号 (12月4日)

○議事日程	1 1
○本日の会議に付した事件	1 1
○出席議員	1 1
○欠席議員	1 2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 2
○開議の宣告	1 3
○一般質問	1 3
中 舘 文 雄 君	1 3
夏 堀 嘉一郎 君	2 3

川守田 稔 君	28
久保利樹君	33
松本啓吾君	39
○散会の宣告	45

第 3 号 (12月5日)

○議事日程	47
○本日の会議に付した事件	48
○出席議員	48
○欠席議員	48
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	48
○職務のため出席した者の職氏名	49
○開議の宣告	50
○報告第9号の上程、説明、質疑	50
○議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
○議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
○議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
○議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
○議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
○議案第119号から議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
○議案第123号から議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
○議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
○議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決	76

○常任委員会報告	78
○委員会の閉会中の継続調査の件	78
○議員派遣の件	79
○日程の追加	79
○町長追加提出議案提案理由の説明	80
○議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
○閉会の宣告	81
○署名議員	85

平成30年11月30日（金曜日）

第84回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第84回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年11月30日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課長	久保田敏彦君	企画財政課長	西舘勝彦君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	金野貢君
住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課長	福田勉君

農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建設課課長補佐	庭 田 貴 之 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	中 村 貞 雄 君	社会教育課長	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	松 橋 悟 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	夏 坂 由美子	班 長	小 林 京 子
総 括 主 査	留 目 成 人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより、第84回南部町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市 勲君。

（議会運営委員会委員長 根市 勲君 登壇）

※16番 川守田稔君 着席

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

去る、11月22日議会運営委員会を開催し、第84回定例会の運営について、協議しましたので、決定事項をご報告します。本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告1件、条例改正など7件、平成30年度補正予算11件であります。

そのほかの案件として、常任委員会報告などがあります。

一般質問は5名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことに決定いたしました。以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、11月30日から12月5日までの6日間といたしました。

なお、会期中、12月1日、2日は休日のため、12月3日は、議案熟考のため、休会にいたしました。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしく願いいたします。また、今年の最後の議会となりましたので、よろしく願いします。

これで、報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において10番工藤正孝君、13番根市勲君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日11月30日から12月5日までとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から12月5日までの6日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました6日間の会期中、12月1日、2日は休日のため、3日は議案熟考のため、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの3日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりですので朗読は省略します。

なお、監査委員から平成30年度随時監査及び定期監査の結果報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は町長提出の案件が報告1件、議案18件、他に常任委員会報告、委員会の閉会中の継続調査の件、議員派遣の件があります。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第84回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まずは、10月の月上旬に発生が確認された「松くい虫」の状況であります。対策といたしましては、被害木の伐採・くん蒸処理が有効とのことであり、県において被害木周辺をドローンと目視により調査し、当町で発見された被害木5本と、枯死や成長異常が確認された32本について、すべて伐採・くん蒸が完了しております。

また、被害木の周辺、半径100メートルエリアの赤松151本も伐採予定とされております。

今後は、調査範囲を国道4号沿いの幅4キロメートルに広げ、早期発見に努めるとともに、迅速な対応により、被害の拡大を抑制するとのことでございます。

町といたしましても、木材産業や自然環境を守るため、県、森林組合など関係機関と連携・協力し、適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、町内の農作物の生育状況についてであります。8月中旬の大雨や10月の台風24号と25号に伴う大雨など、災害による影響を危惧しておりましたが、全体的に気温も高く推移

し、作物の生育も順調で、天候に恵まれた年であったと思っております。

水稻につきましては、東北農政局が10月31日に発表した作柄概況によりますと、作況指数は103の「平年並み」となっております。

次に、リンゴであります。台風によるキズが見られるものの落果被害も無く、大きさ、収量、販売金額など、平年よりも若干ではありますが、良好であるとのことでもあります。

ナシでございますが、玉伸び、糖度は良好であるものの、着果数が少ないため、平年並みの作柄であるとのことでもあります。

11月11日には、「南部達者米」が、販売開始となりました。今年は、生産者が3名増の、6名となり、作付面積もほぼ2倍の106.6アールに拡大し、生産量も5,370キログラムと昨年と比較して、約4,000キログラムの増となっております。

今年も、横浜市栄区民まつり、よこまちストア一番町店、ユニバースニュータウン店及び福地店において、イベント販売を行ったところ、昨年、ご購入いただいた方々がリピーターとなり、今年もお買い求めいただくなど、大変好評でありましたので、より一層、PRに力を入れてまいりたいと考えております。

収穫の秋を彩るイベントといたしまして、11月17日、18日には「ふくちジャックドセンター大収穫祭」を、また、24日、25日には「第2回南部町農産物フェア」を開催しました。

両イベントとも、野菜や果物など、南部町の特産品を買い求める来場客で、大変盛況でありました。

また、25日には、南部町鍋将軍のパンチ佐藤氏をスペシャルゲストに迎え、第3回目の「あおもり鍋自慢」を開催しました。

県内から21の自慢の鍋が集結したほか、岩手県北の3市町村と熊本県の団体が特別参加し、会場となったふるさと運動公園周辺は、町内外からの多くの来場者で賑わいを見せました。

当町から出品された「南部達者村ちゃんこ」をはじめ、それぞれの地域の食材を活かした、熱々の美味しい鍋料理をお召し上がりいただき、訪れた皆様には、身も心も温まっていただけたものと感じておりますとともに、今後とも、鍋条例の町・南部町を町内外にPRしてまいりたいと考えております。

そして、明後日、12月2日には「なんぶりんご市」が開催されます。「果樹の町」南部町の美味しいりんごをご堪能いただくとともに、同日開催される「商工会ふれあいフェスタ」と併せまして、多くの皆様のご来場を期待するものであります。

さて、今年の秋の叙勲では、井ノ口幸子氏が教育・保育功労で「瑞宝双光章」、また、秋の褒

章では、泉山茂氏が業務に精励し他の模範となる方に与えられる「黄綬褒章」の受章の栄に、浴されました。

それぞれの分野における長年にわたるご尽力の賜であり、心からお祝いを申し上げるものでございます。

さて、来年4月に発足する、八戸圏域版のDMO、観光ビジネス活動体「ビジットはちのへ」の事業に生かすため、現在、「はちのへエリア地域ブランドコンセプト委員会」において、観光と物産を両立させた地域振興戦略を策定中であります。

当町がこれまで実施してまいりました「達者村事業」や、美味しい果物などの地域資源の価値を、さらに高めるための取組みや、訪日外国人観光客の受入体制の強化など、八戸圏域の市町村が一体となって進めていくこととしており、今後のさらなる交流人口の増加に、期待を寄せるところであります。

さて、現在、進めております、役場統合庁舎の基本設計をまとめるにあたり、町民の皆様のご意見を取り入れるため、10月20日から11月17日まで、計3回にわたり、町民ワークショップを開催したところであります。

町内の各種団体の関係者や、高校生にもご参画いただき、利用者側の視点から、より利用しやすい役場庁舎とするための、貴重なご意見をいただき、基本設計に反映させていただいたところであります。

今後、基本設計の内容について、ご説明申し上げる予定であります。統合庁舎関係事業につきましては、引き続き、計画どおりに進めてまいりますので、議員各位、ならびに町民各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告1件、条例の一部改正等7件、平成30年度一般会計ほか、各特別会計の補正予算案が11件の、合わせて19件でございます。順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず、報告第9号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてであります。平成30年9月14日、南部町大字福田字あかね地内で発生した、町が所有する消防ポンプ自動車の車両への接触事故に関し、相手方と和解を成立させ、損害賠償の額を決定することについて専決処分したものであり、地方自治法の規定に基づき、これを報告するものであります。

次に、議案第109号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国が示す市町村税条例と、当町の町税条例との間に違いのある、条項番号等を改めるため、所要の

改正を行うものであります。

次に、議案第110号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第111号、南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第112号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合について、県の改正に準じて改めるとともに、青森県人事委員会からの、職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第113号、南部町立児童館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。入館申込児童数の減少に伴い、鳥舌内児童館を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第114号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。厚生労働省令の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第115号、字の区域の変更についてであります。大字苫米地地区及び大字片岸地区で行われた、県営土地改良事業の区画整理工事が完了し、農地等の形状が変更されたことに伴い、字の区域を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第116号、平成30年度南部町一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億2,201万3,000円を追加し、予算の総額を、それぞれ104億4,066万円とするものであります。

次に、議案第117号、平成30年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ138万4,000円を追加し、予算の総額を、それぞれ8,449万9,000円とするものであります。

次に、議案第118号、平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ282万2,000円を追加し、予算の総額を、それぞれ23億2,063万3,000円とするものであります。

次に、議案第119号、平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ13万円を減額し、予算の総額を、それぞれ27億7,732万8,000円とするものであります。

次に、議案第120号、平成30年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ2万2,000円を減額し、予算の総額を、それぞれ3,077万6,000円とするものであります。

次に、議案第121号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ53万円を減額し、予算の総額を、それぞれ2億1,096万4,000円とするものであります。

次に、議案第122号、平成30年度南部町病院事業会計補正予算であります。資本的支出を342万3,000円増額し、資本的支出の総額を5,660万8,000円とするものであります。

次に、議案第123号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算、議案第124号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算及び議案第125号、平成30年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算の、3つの特別会計の補正予算であります。いずれも、歳出予算の組み替えを行うものであります。

次に、議案第126号、平成30年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ713万円を減額し、予算の総額を、それぞれ3億3,477万円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました、議案の概要について、ご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、人権擁護委員の候補者の推薦についての案件を追加提案させていただく予定でおりますので、付け加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、12月4日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時22分)

平成30年12月4日（火曜日）

第84回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第84回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年12月4日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

9番 中 舘 文 雄

1. 障害者雇用促進法にかかわる当町の現状と対応について
2. 県教育委員会での調査結果による、当町の小・中学校における問題行動、不登校調査の結果と対応について
3. 政府で示された熱中症対策として、公立小・中学校の教室へのクーラー設置にかかわる当町の対応について

3番 夏 堀 嘉一郎

1. 町内の喫煙の状況について
2. 平成31年度予算編成に対する基本方針について

16番 川守田 稔

1. 南部町医療センターの医療体制について
2. 防災情報の町民への伝え方、浸透について

2番 久 保 利 樹

1. 南部町における外国人技能実習生の受け入れ状況について

1番 松 本 啓 吾

1. 高校、大学への進学状況と奨学金貸付制度の利用状況について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
3番	夏 堀 嘉一郎 君	4番	坂 本 典 男 君
5番	滝 田 勉 君	6番	西 野 耕太郎 君

7番 山田賢司君
9番 中舘文雄君
11番 夏堀文孝君
13番 根市勲君
15番 馬場又彦君

8番 八木田憲司君
10番 工藤正孝君
12番 沼畑俊一君
14番 工藤幸子君
16番 川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課長	久保田敏彦君	企画財政課長	西舘勝彦君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	金野貢君
住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課長	福田勉君
農林課長	東野成人君	商工観光課長	中里司君
建設課課長補佐	庭田貴之君	会計管理者	野月正治君
医療センター事務長	佐々木大君	老健なんぶ事務長	藤嶋健悦君
市場長	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課長	中村貞雄君	社会教育課長	佐々木高弘君
農業委員会事務局長	松橋悟君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	夏坂由美子	班長	小林京子
総括主査	留目成人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第84回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許可します。

9番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（9番 中舘文雄君 登壇）

○9番（中舘文雄君） おはようございます。

質問に入ります前に、本日、傍聴席には満席の傍聴者の皆様においでいただきまして、本当にありがとうございます。特に商工会婦人部の皆さんは各種イベントに積極的に参加されて、町の女性活躍の第一人者として今日まで頑張ってきていただいております。これからもひとつ皆さんの活躍を期待するものであります。ありがとうございます。

また、福田小学校の皆さんは6年生、小学校最後の1年間を学校のリーダーとして一生懸命頑張っておられると思います。皆さんの活躍は、11月4日の町民駅伝にも参加されている選手もありましたし、また、10月10日、11日に開かれました作品展、これは文化協会の方々の作品もありましたけれども、皆さんの作品もじっくり見させていただきました。そのように1年間、自分の目標を決めて一生懸命頑張っておられる皆さんにこれからも期待したいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、今定例会に臨むに当たり、報道で大きく取り上げられている問題等の中から、当町における現状と今後の政策の対策の中で重要と思われる項目を取り上げ、順次質問してまいります。

初めに、障害者雇用促進法にかかわりお尋ねいたします。

報道等で大きく取り上げられているように、官公庁や自治体でも雇用率が達成されていないところが多くあるとの報道でありました。障害者雇用促進法は平成18年4月から施行された法律で、雇用率が明確化され、ことし4月から雇用率が自治体では2.5%改正され、実施されています。障害者等の雇用には設備等の改善も必要となり、民間企業等でも対策に苦慮しているとお聞きいたしますが、そこで当町の現状と対応について次のことをお尋ねいたします。

1点目は、当町の雇用状況についてどのようになっているのかお尋ねいたします。

2点目は、当町の公共施設等の障害者対応の設備対策の状況についてお尋ねいたします。

次に、さきに報道等で示された全国または県教育委員会での調査結果による小中学校等の問題行動と不登校調査等について、過去最高の数値として発表されました。いろいろな要因があると思いますが、原因の大きな要因として携帯電話やスマートフォン等によるSNSの利用などが指摘されておりました。

そこで、次の点をお尋ねいたします。

1点目は、当町の調査結果と推移についてどのようになっているのかお尋ねいたします。

2点目は、問題行動の一因とされる携帯電話やスマートフォン等の所持状況と利用等についての指導方法や規制等をどのようになっているのか、お尋ねいたします。

次に、今般、政府方針として示された国の補正予算で熱中症対策として公立小中学校への教室へのクーラー設置への助成が決定されました。当町では町民への熱中症対策として適時に町内施設開放によりその対応に当たっていることは承知しておりますし、さきに報じられた県教育委員会で明らかにした県全体の要望見込み数は承知しておりますが、当町でも災害時の避難場所として小学校8校全校を、中学校も南部中を除く3校を指定場所としております。このことから、これらの対策に関して当町の現状と対応について次のことをお尋ねいたします。

1点目は、現在の各校の設置状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

2点目は、避難場所として指定されている学校への今後の対応についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

以上3項目にわたり、通告に従いまして質問してまいりました。町長並びに担当者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館文雄議員にお答えする前に、まずきょうは福田小学校の皆さん、また、福地小学校の皆さんと商工会女性部、また、町民の皆さんも傍聴に来ていただきました。なかなか難しいところもあるかもしれませんが、非常になかなか経験する体験ではないと思いますので、しっかり議会とはどういうものかということ勉強して帰っていただければと思いますし、将来ここに立って答弁する側、また、後ろにおります各担当課長、役場職員を目指してこちら側に座ってもらえるようになっていただきたいし、また、正面におりますそれぞれの議員さんを目指して将来の南部町を築いていく、そういう児童たちにもまた将来なっしてほしいなと期待しております。

それでは、もう1点、女性部の皆さんもどうぞ、まだまだ若くて大丈夫でございますから、女性議員さんも非常に少ない状況でもございます。まだ目指していただける年齢だと思っておりますので、ぜひそちらのほうもお考えをいただければと思っております。

それでは、答弁いたします。

まずは、障害者雇用促進法に係る当町の雇用状況についての質問でございますが、障害者雇用促進法というのは、役場の職員の中いわゆる障害を持っている人たちも最低何人は職員として雇用しなさいという決まりがあります。そのことを今、中館議員が質問されたわけでございます。国が定める地方公共団体の法定雇用率は、平成29年度は2.3%、平成30年度は2.5%となっております。

当町における必要な法定雇用障害者数と当町の雇用状況を申し上げますと、平成29年度は6人に対し6人、平成30年度は7人に対し5人という状況であります。職員採用も障害者の方の採用も募集をしておりますが、ここ2年、3年、障害者の方の申し込みがない状況になってございます。

次に、公共施設等の設備対策の状況についてお答え申し上げます。

障害者の雇用の促進等に関する法律には、事業主に対して障害者が働きやすい環境整備など、合理的配慮の提供義務が規定されており、その具体的な内容は合理的配慮指針に定められております。

基本的な考え方は、「障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は労働者の障害の特性に配

慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置、その他の必要な措置を講じなければならない」となっております。

町では、その合理的配慮の内容に鑑み、対象となる職員、臨時職員の意向を十分に尊重した上で対応することとしておりますが、現在は特段の施設の改修などが必要とはなっていない状況であります。

しかし、今後におきましては、障害の程度について多様性があり、個別性が高いという状況を考慮し、本人の意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲において必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、県教育委員会での調査結果等々についてでございますが、ここについては教育委員会のほうから答弁をさせたいと思います。

次に、政府で示された熱中症対策として、公立小中学校の教室へのクーラー設置にかかわる当町の対応についてお答え申し上げます。

まず、現在の各校の設置状況についてのご質問ですが、福地地区の福地小学校、福田小学校、杉沢小学校、福地中学校、杉沢中学校のパソコン教室に、また、名川地区の名川中学校のパソコン教室、パソコン準備室、図書室に、南部地区では南部中学校のパソコン教室、パソコン準備室、技術室に設置されております。そのほか、福地小学校と名川中学校では保健室にも設置されております。普通教室と体育館にはいずれの学校も冷房設備はございません。

ここ数年、全国各地で猛暑日が記録されており、夏の暑さ対策は重要であると考えております。町内には小中学校合わせて12校、普通教室は84教室ございますが、現在、普通教室においては扇風機を活用し、また、冷房設備のない保健室には冷風機を設置し、暑さへの対策を図りたいと計画しております。

次に、避難場所に指定されている各校の今後の対応についてお答え申し上げます。

まず、避難場所に指定されている町内の学校は、南部中学校を除く小学校8校、中学校3校の計11校で、町全体の指定避難所77カ所の14.3%となっております。

小中学校を避難所とした場合には体育館を使用することが想定されますが、冷房設備を備えた体育館は現状ございませんので、避難者の状況や温度環境などに応じ、空調設備が整っている避難所を活用するなど、避難者が少しでも快適に避難所生活が送れるように配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

(教育長 高橋力也君 登壇)

○教育長（高橋力也君） おはようございます。

それでは、私のほうから教育に関することについてお答え申し上げます。

小学生の皆さんにとりましてはちょっと難しい言葉が出てくるかもしれませんが、そのときは先生に聞いて後で理解していただければと思います。

それでは、県教育委員会での調査結果による当町の小中学校における問題行動・不登校調査の結果と対応についてお答え申し上げます。

まず、調査結果と推移についてのご質問であります。文部科学省において教育現場における生徒指導上の取り組みの充実に資するとともに実態調査を行うことにより、児童生徒の問題行動などの未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを趣旨に調査が行われております。

平成30年、ことしの10月25日に文部科学省初等中等教育局児童生徒課より「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果が公表されました。全国的な調査結果とともに青森県の調査結果、当町の調査結果をお答え申し上げます。

全国的に見て、問題行動、いじめの認知件数は、平成28年度は小中学校で30万8,565件、平成29年度は小中学校で39万7,545件、前年度と比較しまして1.3倍の増加となっております。また、不登校児童生徒数の件数は、平成28年度は小中学校で20万6,293件、平成29年度は小中学校で21万7,040件、前年度と比較しまして1.1倍の増加となっております。

青森県の問題行動、いじめの認知件数ですが、平成28年度は小中学校で4,963件、平成29年度は小中学校で6,787件、前年度と比較しまして1.4倍の増加となっております。青森県の不登校児童生徒の件数は、平成28年度は小中学校で1,273件、平成29年度は小中学校で1,280件、前年度と比較しまして横ばいとなっております。

当町の調査結果といたしましては、問題行動・いじめ認知件数といたしましては、平成28年度は小中学校で49件、平成29年度は小中学校で90件、前年度と比較しまして1.8倍の増加となっております。冷やかしや悪口、嫌なことを言われるなどが主な様態となっております。

また、不登校児童生徒に関しては、平成28年度は小中学校で9名、平成29年度は小中学校で21名、前年度と比較しまして2.3倍の増加となっております。要因といたしましては、友人関係問題や学業の不振など、不安によるものが多い状況となっております。

問題行動、不登校を未然に防ぐため、いじめの状況を学ぶため、教職員は関連する研修会へ積極的に参加をしたり、児童生徒、また、保護者へのアンケート調査、教育相談などを行い、早期

発見、早期対処できるように対応しているところであります。

次に、問題行動の一因とされる携帯電話やスマートフォン等の所持状況と利用についての指導方法等についてのご質問であります。平成28年度と平成30年度に調査をしております。

小学校の所持状況につきましては、平成28年度は在籍児童数750名に対し、携帯電話、スマートフォンを79名が所持し、率にして10.5%、平成30年度は在籍児童数718名に対し、携帯電話、スマートフォンを123名が所持し、率にして17.1%となっております。

また、中学校の所持状況につきましては、平成28年度は在籍生徒数500名に対し、携帯電話、スマートフォンを132名が所持し、率にして26.4%、平成30年度は在籍生徒数406名に対し、携帯電話、スマートフォンを119名が所持し、率にして29.3%となっており、平成28年度の調査時より増加傾向にあります。

また、このほかにもタブレット端末、ゲーム機、音楽プレーヤーなどの所持も多く、インターネット利用が可能な状況となっております。

質問の要旨にもございますが、問題行動の一因とされる携帯電話やスマートフォン等の使用については、保護者に対しましては、参観日などの機会にいじめやネット被害などに対する指導や、児童生徒と保護者を対象に専門家を講師に迎えて研修会を実施するなど、啓発活動に取り組んでおります。平成29年度は小学校5校、中学校2校が研修会などを行い注意喚起を促し、早期発見、未然防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） それでは、最初に雇用促進法に基づくところで、さっき町長の答弁では一応、平成30年度は7名が必要なところに5名ということで、応募者がいないというようなお話がありました。これは民間企業、56名以上の作業員がいるところはペナルティーがあるんですね。罰則があつて違約金というか、そういう制度がありますけれども、新聞でも報道されていましたが、自治体、官公庁にはそういうペナルティーが科されていないということで、何だこりゃということが国民の大きな声だったんですけれども、それはそれとして、応募者がいないということですが、これは担当所管官庁があるわけですが、そこからは町のほうにはどういう指導といいますか、助言、指導等があるものか。

それから、今後、応募者がいないからそのままいいんであれば、これはいいんでしょうけれど

も、ただ、民間企業から見れば、やっぱり自分たちにはペナルティーが科せられるのに何だ町では、そういうところにはないのかという疑問も出てくると思うので、その辺に対応して町で今後どのように対応していくつもりなのか、まずそこをお尋ねします。

それから、今の教育委員会の教育長から答弁があったこのことで、学校でどういう指導をしているかということが全然答弁なされていませんでした。ですから、私が一番気にしているのは、これは私はこういう問題があったものですから、高校の校長先生にもお会いして高校の実態もお聞きしました。高校でもやっぱりSNSによるそういう問題行動を起こす生徒がいると、現実にありますと私は聞いてきていますけれども、その辺、これは使うほうにやっぱりこういう使い方をしなさい、ああいうふうにして指導していかないと、だんだんだんだん、これは傾向がふえてくるように私は思うんですが、そういう各校で持っている生徒に対してどういう指導をしているのか、その辺が具体的にもうちょっと答弁があるのかと期待していたんですが、何もそこはなかったものですから、ちょっとやっていないのであればこれはやるべきだと思いますし、ですからこういう傾向に対してやっぱりこれは野放しにしておられない問題だと思います。その辺をもう一度確認します。

それからもう一つ、クーラーの設置の問題です。これはせっかく国で熱中症対策として各校に要請があれば補助しますよということで予算組みもされました。ですから、こういうものを使っぴり利用しないというのは私はないと思うんですよね。ですから、それぞれ今までは対応されてはきて、さっき答弁の中では特別教室には何カ所かには設置されているようだけれども、やっぱり町民に対して避難場所を開放しますよという案内する。学校の中でも恐らく生徒さんたちはそれなりの暑い中で勉強その他に集中するということから見れば、少なくとも何校何カ所かは、やっぱりこういう補助金制度があるものですから、これを利用してやっていく、積極的なそういう取り組みが必要じゃないかと思います。

県の発表でも二百何校かですか、県内では一応要望を出す見込みだというのが、この前207校が申し込みということで県から発表になりましたよね。これは新聞ですから、私は現実に県の教育委員にお尋ねしたわけでありませぬからあれですけれども、県で見込み数として207校から設置申し込みがある予定だということで、県の教育委員会でも発表されています。ですから、町の教育委員会として全然これには申し込み予定、検討もされなかったのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、まず最初に障害者雇用促進法の関係からお答え申し上げます。

まず最初に、一般の企業であれば、民間企業であればペナルティーがあるが、官公庁はペナルティーがないというお話がございました。確かに民間企業の場合ですと障害者の雇用納付金制度というのはございまして、もし足りない場合は1人当たり月額5万円の納付というものが求められてございます。では、地方公共団体の場合はどうかということになりますと、足りない場合がありますと、まずその採用に関する計画書というものを作成する義務が発生しております。そして、それを厚生労働省に報告しまして、その計画どおりに達成できない場合は是正勧告というものが発生します。そして、その是正勧告が来まして、それでもなお計画どおりに達成できない場合はその市町村名を公表するということが、これは罰則とは違いますがそのようなものが行われるということになってございます。ただ、当然、地方公共団体でございますので、罰則のあるなしにかかわらずコンプライアンス法令遵守は当然のことでありまして、罰則のあるなしにかかわらず速やかにその率が達成できるように取り組んでまいるのは当然でございます。

では、現在どのような指導があるのかということですが、いろいろ我々も労働局のほうに出向きましてご相談申し上げております。先ほど町長からの答弁がありましたとおり、障害者の方の枠を設ける形で募集してもなかなか応募がないという状況でございます。そこで、指導によりましてハローワークを通じまして、ハローワークの中でそのような方がいらっしゃるかどうかというのをまず探していただいております。また、去年でありますと、そのような団体がございまして、その団体のところにもこちらのほうで実際に行きまして、雇用される方がいらっしゃるかどうかというのでいろいろ情報提供をいただいております。それもございまして、現在、去年何とか雇用率を達成している状況でございますが、また今回は少し率が上がったということ、それから前年度1名ちょっと都合がございまして退職された方がいらっしゃったということで、現状は達成できないことではございますが、今後もまたハローワーク、そして各種団体のほうを歩きまして、何とか雇用率を達成できるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） 先ほど中館議員より携帯電話の研修についての指導方法内容について

ありました。それについてお答え申し上げます。

先ほど私のほうから小学校のスマートフォン所持率は17.1%、中学校は29%と申し上げましたが、これは子供たちが持っている率であって、実は自分で持っていなくても親の携帯、スマートフォンを使うということです。実際はそういう子供たちが多いので所持率は非常に低い状況ですが、ここにきょうは小学生も来ていますが、ほとんどの子供たちは使える状況にあると思います。

先ほどいじめの件もありましたけれども、現在学校ではいじめ対策としてこのスマートフォンを非常に重要視しております、先ほど言いました研修を各校で行っております。どういう研修かといいますと、まず講師を迎えての研修です。講師には大体2種類あります。警察の方と、それから電話会社ですね、いわゆる会社。そして、具体的には警察の方はその事故の件数とか内容とか、被害者、加害者、そういう具体的な例を出して、使い方を間違えると事件に巻き込まれるよというような指導内容で行っております。電話会社の方も同じような内容で講演を行っております。

それから、集会所はそうですけれども、中学校では技術家庭科の時間がありまして、コンピューターの時間がありますので、技術の先生のほうからは毎時間ではないですけれども必ずそういう悪い面の指導を行っております。それから、小学校は新学習指導要領になりまして、プログラミングの教育が入ってきますので、その辺、よい面と悪い面、授業時間もこれから指導することになっています。

現在、学校関係ではこのスマートフォンに関する取り扱い等に関しては非常に神経質になって指導しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 続きまして、クーラー設置のご質問等にお答え申し上げます。

こちらについては10月17日に事務連絡という形で、平成30年度第1次補正予算への対応ということについての文書が10月18日に学務課のほうへ届いてございます。10月24日が締め切りでございましたが、こちらのほうについてですが、一応学務課のほうでも検討いたしまして、この計画というか、先ほど答弁でも教育長からお話がありましたとおり、暑さ対策については校長会等で検討しております、以下の計画をしております。

というのが、普通教室については扇風機を使つての暑さ対策、そして体育館用についても扇風

機を使つての暑さ対策、そしてまた、保健室用については外気より5度低い温度を保つことができる能力を持つ機械を入れるということで計画を進めておりました。そして、まず学校環境をちょっと見てみますと、まず壁のないオープンスペースの教室を持った学校が南部町にはございません。それと、まだ具体的には申し上げられる段階ではございませんが、近い将来行われる学校再編のほうを視野に入れての計画が必要であろうと。

それから、時期についてですけれども、夏の暑い時期は梅雨明けから盆までと考えてございますが、梅雨明けの時期を見てみますと、過去67年のデータでは7月上旬に梅雨明けしたのが3回、中旬が12回、下旬が28回、そして8月上旬が16回、8月中旬が2回ということでございました。学校、7月の後半には夏休みに入ります。よって、授業等については7月の後半以降は、部活動もございますが、暑さ対策については少し薄まるのではないかなと思っていただいております。

しかしながら、近年の暑さというのは非常に厳しく感じてございます。特に昨年の暑さは少し夏休み前のあたりの状態ですと、教室も非常にもう30度を超えるぐらいの暑さになっておりましたので、今後各学校の状況を見ながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 1つ目の雇用促進法のほうは、これは担当者が苦勞されているのはわかりました。ただ、一般の町民というか、第三者的に見れば、達成されていないとなれば何をやっているんだということになりますから、これはどういう手法で雇用に向けてそういう体制をとっているかということ、やっぱりある程度何かの方法でわかるようにやっていく必要もあると思いますので、その辺はひとつ検討しておいていただきたいなと思います。

それから、最後のこのクーラー設置にかかわるところで、書類が来て、もう締め切りまでの期間ということになれば、事前に準備しておかなければならないから、それはわかります。ただ、私たち議員であっても、こういう問題が今、国で検討されるよとなってから調べるんですよ。ですから、決まってから準備するのではなくて、やっぱりこういう問題が重要課題として議論する。必ずこれは結論がそこに行くと思った問題はもう事前に先回りして資料を収集して準備して、来たらずぐ対応すると。これは恐らく県内の207校というのは、やっぱりその辺は、南部町は必要なくてほかの町村があるということではないと思うんです。やっぱりこういうときを

利用してやろうというところは、やっぱりこういう申し込みをしたと私は思うものですから、これから、今回の校長会の中ではこういう方法で対応すればということで、特段各校からそういう強い要望がなかったという解釈をすべきなのか、そこまで突っ込んだ議論をされなかったか、ちょっと私はその辺は校長会の内容までは詮索するわけにはいきませんが、ただ、やっぱりこういう制度がこれだけの金を補助しますよというときにはそれを活用して、さっき学務課長から話があったように、これからの学校、その他のいろいろな問題があって、全て方針が決まってからやるのであれば、やっぱりその間我慢しなければいけないということもあると思いますので、やっぱり基幹のところは基幹として、そこには最低限こういう理由でここには設置しますという方針をやっぱり打ち出して、こういう問題には対応していく必要があると思いますので、もう一度この辺、学校長の会議等でクーラー設置の要望が本当になかったのかどうか、もう一度そこだけ最後質問します。

○議長（馬場又彦君） いいですか。教育長。

○教育長（高橋力也君） 先ほど学務課長からありましたように、ちょっと今、学校再編のことがありまして、校長会のほうでは先ほど言いましたようにクーラー設置ということをお話ししました。校長会のほうから逆に教育委員会のほうに、本当はクーラーが欲しいのかもしれないけれども、でもなかなか難しいということで、ぜひとも扇風機を導入してほしいという声が校長会でありました。それに対応するというか、その前から扇風機は増やして各学校に配置しようというふうに考えておりました。

これから暑さが毎年非常に厳しくなると思いますので、子供たちの健康管理には十分気をつけて進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

続いて、3番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

（3番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○3番（夏堀嘉一郎君） おはようございます。

本日は多数の傍聴、ありがとうございました。

早速ではございますけれども、通告しております2件について質問いたしたいと思います。

1番、町内の喫煙の状況についてであります。

日本は今、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックの話題で持ち切りでございますけれども、全世界のさまざまな人種の来日者に対するおもてなしの話題もまた大きなテーマとなっております。また、その世界最大のイベントを待ち構えている日本の2020年は大きな過渡期となることが予想され、より大切な1年となることと思っております。

と同時に、国内ではその2020年に間に合わせるようにして受動喫煙対策を段階的にしていき、制定導入のためのスケジュールが明記されています。そして、その対策を推し進めるために国及び地方公共団体、そして市町村としての責務はもちろんのこと、日程や細部にわたるガイドラインとして先般法律が改正されました。この世界規模の流れを受けて、たばこ問題全般に対する当町の実情、取り組みと成果はどのようになっているのでしょうか。

また、世界的にも注目されているその東京の地で、そして日本全国で注目されているたばこに関する問題のことで、インタビューを受けた町長の記事が6月28日発行の産経新聞に掲載されており、6月30日はネット上にも投稿され、その記事を投稿したネットユーザーから、「そうだ、国会を青森県南部町に移転しよう、それで日本は平和になります」と題され、意見されているものがございます。その記事内容は、東京都受動喫煙防止条例の成立を受けてどう思うかという取材に対しての町長のコメントでした。「行きつけでも禁煙になったら行かなくなると思う」とか、「千代田区のように屋内外ともに規制される自治体を避け、条例施行後は道1本向こうでも隣の区の道を選ぶ」というものでした。昨今のたばこに関する問題として全国民が率直に思っているであろう前述の代表的なコメントを町長ご自身でマスコミに問題提起されているようですので、もう既に南部町の今後の対策はお考えのことと思いますが、コメントされている法規制の動向も踏まえて町長の考えを伺います。

2番ですね。平成31年度予算編成に対する基本方針についてであります。

ことしも早いもので1年の締めくくりの時期になりました。国は消費税率引き上げなどの大きなテーマを抱えて新年を迎えることになりますが、それらの背景を踏まえまして南部町の来年度の展望がとても気になるところでございます。現時点で確定している予算がないことは承知しておりますが、少しでも来年度の展望を明らかにしたいと思っておりますので、次の3点についてお伺いいたします。

まず1点目は、来年度の政策の重点事項についてであります。町長はこれまでさまざまな公約を上げられて快進撃を展開されておりますが、町民に喜ばれ、安心してもらえるまちづくりをす

るための来年度の政策の重点事項を伺います。

2点目として、予算規模などの予算の骨格について伺います。依存財源である地方交付税などは今年度と同等かまたは若干の減額が見込まれる大変厳しい財政状況下ではありますが、自主財源の期待も踏まえ、来年度予算の規模や予算の骨格を伺います。

最後の3点目ですけれども、現在計画している来年度の新規事業の概要を伺います。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の町内の喫煙状況についての受動喫煙防止対策を初めとするたばこ問題全般に対するこれまでの取り組みと成果についてのご質問であります。まず喫煙率は、特定健診の受診者に限って申し上げますと、直近の平成29年度では、全国が13.3%、青森県が15.0%、南部町は15.5%となっています。さらに平成29年度以前の5年間での状況を申し上げますと、喫煙率は全国では減少傾向にありますが、南部町ではほぼ横ばいであるとともに、全国や県と比較すると高い状況が続いています。

このことから、喫煙に関する正しい知識を普及させるとともに喫煙が影響を及ぼすがんや歯周疾患などの早期発見を目的とした対策を講じる必要があります。

この取り組みといたしましては、ポスターの掲示やパンフレットの配布などを行っているほか、妊娠届け出時や乳幼児の健診時には妊産婦や保護者に対する普及啓発を行っております。このほか、小中学生に対する喫煙防止の健康教育や広報掲載、保健師や栄養士による特定保健指導や個別保健指導などを行っているところであります。

また、成果といたしましては、先ほど特定健診の受診者、つまり国保加入者の受診者の喫煙率は横ばいに推移していると申し上げましたが、当町の健康増進計画の第1次と第3次の計画作成時に無作為に抽出した20歳以上の町民2,000人を対象とした健康意識調査を実施しております。この調査による喫煙率は、第1次計画作成時の平成19年度では18.3%、第3次計画作成時の平成28年度では16.8%と、10年間で1.5ポイントの減少となっております。

次に、今後の対策について法規制の動向と関連づけて説明を求めるについてであります。健康増進法が平成15年5月1日に施行され、同法第25条では多数の者が利用する施設の管理者は受

動喫煙の防止措置を講ずるよう努めなければならないとする努力義務が定められておりましたが、本年7月に健康増進法の一部を改正する法律が参議院本会議で可決、成立されております。

受動喫煙対策を強化した改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設などの区分に応じ、当該施設などの一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設の管理について権限を有する者が講ずべき措置などについて定めており、改正健康増進法の規定に違反した者については所要の罰則規定が設けられております。施行期日は、東京五輪・パラリンピック開催前の2020年4月に全面施行となっております。

当町におきましても、改正健康増進法の規定に従い、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進していく所存であります。

なお、当町の公共施設につきましては、現在、学校は敷地内禁煙、医療健康センターや保健福祉センター、公民館などは施設内禁煙としており、来年度中には役場庁舎などにおきましても施設内を全面的に禁煙にし、受動喫煙の防止を図ることとしております。

次に、平成31年度予算編成に対する基本方針についてお答え申し上げます。

まず、平成31年度の政策の重点事項についてのご質問であります。ことし1月に4期目の立候補に当たり、公約として5つの柱を掲げております。

1点目は農・商・工・観光の振興、2点目として保健・医療・福祉・介護の充実、3点目として生活環境の整備、4点目として教育・子育ての充実、5点目として行財政改革の推進としまして、各種事業を町民の皆様と一緒に進め、「喜んでもらえる南部町」を築いていきたいとの思いからであります。その中でも人口減少対策を最重要課題と考え、子育て支援や若者の定住対策について今年度に引き続き力を入れていきたいと考えております。

これまで取り組んでまいりました学校給食費の無償化や10月からは高校生まで拡充しました医療費無償化など、町独自の施策を継続するとともに、現在進めております剣吉地区の宅地分譲地について販売を開始いたします。若い世代が町にとどまるためや移り住みやすい環境を整えることで、子育て支援策とのセットで考え、町をさらに好きになってもらえるよう、定住に向けた環境を整備していくものであります。

次に、予算規模などの予算骨格についてお答え申し上げます。

歳入につきましては、一般会計において約半分を占める普通交付税は、国における地方財政の仮試算において0.5パーセントの減と示されており、年明け1月に公表されます地方財政計画が注目されるところであります。また、平成28年度から合併特例措置の段階的縮減が行われており、平成31年度においては合わせて約1億円の減額が見込まれております。町債につきましては、統

合庁舎の建設が始まることから合併特例債の発行がふえるものと見込んでおります。過疎対策債につきましては、各課からの建設事業に対するヒアリングが終わっておりませんので、予算額をお話しできる段階ではございません。

なお、国の地方債計画案では、合併特例債、過疎対策債とも前年度同額の発行を見込んでおります。

歳出につきましては、統合庁舎の建設が始まることから関連予算が大幅にふえるものと想定しておりますので、それらを全て勘案しますと、平成31年度一般会計の予算規模は約110億円程度になるものと見込んでおります。

ただし、先ほども申し上げましたとおり、予算要求の集計作業はこれからの予定でありますので、あくまでも推計であることをご承知願います。

次に、来年度の主な新規事業についてお答え申し上げます。

現在、各課からの予算要求の取りまとめが始まったばかりであります。今後、新規事業につきましては、内容を精査しまして事業の必要性、実施時期、予算の根拠などを聞き取りし、真に必要な事業については当初予算に反映させていきたいと考えております。

そのため、新たな事業ではございませんが、事業の進展に伴い、剣吉地区分譲地の販売開始、選挙区の改編、第2次総合戦略の策定、あかね団地排水処理場の整備、地区集会施設の更新などを進めていきたいと考えております。

最後になりますが、10月31日に全職員に通知しました平成31年度当初予算編成についての基本方針において、限られた歳入の中、無駄な予算を排除するとともに、真に必要な施策への予算の重点配分を行い、歳出全般にて町民にとって本当に必要なもの、効果検証せずに継続して実施しているものなど、従来の予算編成にとらわれないゼロベースによる見直しを積極的に行うことと通知しているところであります。

平成31年度予算は、町民の皆様に幸福を感じていただき、南部町に生まれて良かった、住んで良かったと思えるような、町民にとって真に必要な施策を展開する予算となるよう編成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。よろしいですか。

これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

(午前10時54分)

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時11分)

○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

16番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

(16番 川守田 稔君 登壇)

○16番（川守田 稔君） おはようございます。

私は2点お伺いいたします。

1つ目は、南部町医療センターの医療体制についてであります。

このごろ、医療センターの医療体制について不安、不満の声を聞く機会がございました。亡くなられた方の親族の方でありました。その死に方に納得がいかないというニュアンスのお話でありました。

そこで、医療センターの人員配置の詳細をご説明いただきたいと思っております。

さらに、医療に臨む基本的な姿勢、理念などがございましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

2点目、防災情報の町民への伝え方、浸透についてでございます。

現在のように広報ですとか小冊子などの配布をもって防災情報の提供とするやり方では、町民への情報の浸透は難しいのではないかと町民からの指摘がございました。高齢者であればなおさらであると思っております。また、ひとり暮らしであってもなおさらであると思っております。

情報浸透への取り組みは地域ごとにさまざまであるかとは思いますが、現状はどのようになっていますでしょうか。

また、非常に狭く区切った地域ごとのそれぞれに対応した計画の作成が必要と考えるものではありますが、現状はどのようになっていますでしょうか。

主体となるべき組織、それをサポートするべき組織、つまりは町内会、自主防災組織、消防、また、各分団など、それらの役割分担などはどのようにお考えでしょうか。

ご説明いただきたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員にお答え申し上げます。

まず、今年度の医療センター職員人員配置についてご説明いたします。

常勤医師は内科1名、循環器内科1名、外科1名、皮膚科1名、整形外科1名の計5名で外来診察業務に従事しているほか、交代で日当直業務に従事しております。

看護師は34名、准看護師9名、介護福祉士6名、看護補助員8名で看護業務に従事しており、外来看護業務に13名、訪問看護業務に2名、一般病棟看護業務に19名、療養病棟看護業務に23名をそれぞれ配置しております。なお、病棟については3交代制勤務を採用しております。

また、技師は、薬剤師1名、放射線技師3名、臨床検査技師3名、理学療法士2名、言語聴覚士1名、指圧師1名、管理栄養士1名、臨床工学技士2名を各部署に配置しております。

その他に事務職員6名、住民健診補助など臨時職員8名の全体で職員67名、臨時職員23名、医事事務委託10名の計100名で医療センター業務に従事しているところであります。

この人員配置については、国の定める施設基準を満たすよう配置したものでございます。なお、類似の病院と比較しても配置比率は上回っております。

次に、医療センターの基本的な理念であります、「地域に生まれ成長し、老いていくそれぞれの段階において意味ある人生を支援する」であります。この理念を実現するために、一次医療圏における急性期医療及び慢性期医療に重点を置き、住民健診や予防接種の保健活動の実施や在宅医療体制の充実と介護保健施設との連携を図っております。

公立病院として果たす役割を担いながら、病床利用率を目標値内にし、健全経営化の実施を目指すとともに、中核病院などの後方支援病院としても十分な役割を果たすことであると認識しております。

次に、防災情報の町民への伝え方、浸透についてお答え申し上げます。

まず、地域ごとの詳細な計画の現状についてであります。災害対策基本法の中では、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画を定めることができるとされております。

現在、この制度による地区防災計画はございませんが、各地区の自主防災組織では、情報の収集や伝達、避難誘導、高齢者などの要配慮者対策について、独自の役割分担や防災計画を作成し、

自主的に防災活動、防災訓練などを実施し、災害時での役割を確認するとともに防災意識の向上に努めていただいております。

災害が広域化、甚大化する中、高齢者のみならず、防災情報の浸透は大きな課題でありますので、そのためにも、まずは自主防災組織を全ての地域で立ち上げていただくことが重要であると考えております。

次に、町内会や自主防災組織等の役割分担などについてであります。大規模災害時において自分たちの地域は自分たちで守ることは被害を最小化するために極めて重要であり、町内会や自主防災組織の役割は非常に大きいものと考えております。

具体的には、事前避難誘導や災害発生直後の安否確認、避難所運営など、防災機関のが届くまでの間の役割は極めて大きいと考えており、各地区で行われている防災訓練もその点を重視して行われているものであります。

現在、南部町の自主防災組織は65行政区のうち52行政区で結成され、世帯カバー率は84.0%となっております。今後も世帯カバー率100%を目指し、未結成の町内会への説明会の実施と自助、共助、公助の連携、強化を図るため、町防災訓練を実施し、より一層の安全・安心なまちづくりを確立してまいりたいと考えております。

先ほど議員から小さく枠組みという話がありましたが、小さい場合のデメリットとしては、非常に避難した場合、食料、さまざまな関係、これを手配する部分において非常に時間がかかる、そういうデメリットもありますので、いろいろな部分を想定しながら今後進めていきたいと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 病院ごとに急性期、慢性期という、そういう位置づけがされて、例えば急性期の病院に運ばれて2週間、3週間になると慢性期の病院へ転院をというパターンが一般的なのかなと思いますが、それでは急性期の病院から慢性期の病院へ転院する時期として適切にその時期を検討されているのでしょうか。その辺はどのような連絡網でもって転院がなされるのでしょうか。えてして、手に負えないような患者が転院してこさせられるとか、もしかするともう大丈夫とおった患者が転院してから急変するとか、そういった事例も中にはあるのかなと思いますが、その辺はどのような連絡網でもって決定されるのでしょうか。

もう一つ、3交代で行っているとのことですが、交代するごとに申し送りといいますか、何と

いうんですかね、引き継ぎといいますか、を繰り返すかとは思うのですけれども、その申し送りについてはどのようなやり方といいますか、こういった内容の申し送りか等を含めてご説明いただきたいと思います。

正看であれ准看であれヘルパーであれ、個々の患者に接する場合にはその患者が現在どういった状態にあるのかということ適切に把握しておく必要があるのかなと思うのですけれども、ちょっと前に知り合いが入院したときに、いろいろな事情がありまして承諾書等のサインを私がしたことがあります。その中で心臓が余りよろしくなかったものですから、「心拍数は今日はどのぐらいありましたか」、「血圧はどうですか」とか「体温はどうですか」というふうに近くにいるスタッフに毎日のように尋ねたんですよ。ですけれども、「ちょっと待ってください」とどなたかを呼んできて答えるとか、そういった事例がありました。1回だけじゃなく何回もありました。医療的な知識があるのであれば、そういったことを把握して個々の患者に臨むべきなのではないのかなと少々苦々しく思いながら対応されました。その辺の説明をいただきたいと思います。

2番、防災情報の件ですが、私が申している「狭く区切った」という意味は、誤解されたのかわかりませんが、例えば私の近くにひとり暮らしのおばあさんが住んでいます。ひとり暮らしの少々認知症が始まったのかなと思うような人がいたとします。例えばそういったときに、何かがあったときにどうするんでしょうかと。誰がどのような対応をしたら一番適切なんだろうかと。そういった意味で隣近所についてという、そういった意味で申し上げました。

私の義理の母親は島守に住っていますが、そこではもちろんひとり暮らしです。毎日の様子と違ったような状態があれば、どこの誰々がどこのガラスを割って鍵をあけて、そこから侵入してその安否を確認するというような計画があるようです。近くに住んでいないものですから……。

○議長（馬場又彦君） 川守田君、何を聞きたいか、要点を。

○16番（川守田 稔君） ですから、そのような観点で「狭い地区」と申し上げたものですから、これはある一定の地域に含まれると考えてよろしいかと思えます。そういう事細かな計画についてはどうでしょうかというのが伺いたいことでもあります。ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君）　じゃ、まず私から防災関係のほうについて、その後、医療センターのほうはまた事務長から答弁させたいと思います。

先ほどの答弁でも話をしたわけですが、ちゃんと聞いていらっしゃるかどうか、自助、共助、公助、大事なのは共助である。ですから、行政で全てひとり世帯の方々を満遍なく面倒を見られるかという、これは無理があるわけです。ですから、共助が一番大事であると。川守田議員、隣に近くにいらっしゃるんであれば、やっぱり議員も見てもらう。それを町内の近い人たちがみんな支え合っていく。これがなければ、全体をカバーしていくのは私は難しいだろうと。

ですから、行政としてやるべき公助、そしてみずから、できる人とできない人がいるでしょうから、できない、自助として無理な人は共助でもって支え合っていくと。このことが一番大事だと思っています。

○議長（馬場又彦君）　医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐々木 大君）　先ほどの川守田議員のご質問です。

まず、患者様の適切な転院の時期というのは、地域医療連携室というものが今、各病院に備えつけられてあります。そちらにいる地域連携をする担当業務の者が各病院間と主治医とのやりとりを密にしながらか転院の時期を決めているという窓口になっております。

次に、申し送り事項ですが、当然申し送りはしておりますが、川守田議員のおっしゃった、ちょっとどなたに尋ねたかということになってくるんですが、看護師資格と准看護師資格、それから看護補助員とかという、病棟にはそれぞれ違った業務をする者がおりますが、基本は医師のもとに看護師、医師の指示を看護師が受け、看護師が准看護師に指示をするという形態になっております。ですから、そして当医療センターはチームを組んで看護業務に従事しているため、1チームに3名から4名が配置になっております。ですから、単純に違ったチームの者に声をかけてもちょっと詳細の把握まではできないということと、それから個人情報ですからむげに発言はしてはならないということになっておりますが、ちょっとその辺は相違があったのかもしれませんが。

それと、あと当然適切な把握ということですので、もちろん全看護業務を行っている者が全部の患者の詳細を把握しているかという、先ほど申し上げたとおり、チームを組んでやっておりますので、その分に関してはそのチームの者が責任を持って業務をこなしているため、全員が全員ということでもありませんので、その辺をちょっと理解していただいて、問いかけに対して何

らかのわからないとか、そういう引き継ぎがなされていないということに関しては一切ございませんので、ちゃんとした引き継ぎがされております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 共助ということについて、共助ということですが、その共助ということについても事細かなディテールが決まって初めて共助としての機能が発揮できるものかと私は思っていました。こういったことで余り議論する気もないのですが、見解の相違であります。

それから、医療センターの件に関してはチームごとのということですので、確かに説明の内容を伺いますとそういうことなのかなとも思ったりします。ですけれども、私はいつもこういうことがあると考えるのですけれども、病院にあっては毎日のことですから、それはルーチンワークになってもしょうがないのしょうけれども、家族にとってはやはり家族に病人だとかそういったのが出ると一大事になるわけです。願わくは医療に携わるスタッフが個々の家族の心持ちだとか状態だとか、そういったことに対して少しばかり想像力を働かせて取り組んでいただきたいなと願うところであります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで川守田 稔君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

(午前11時35分)

○議長（馬場又彦君） 休憩を解き、会議を再開します。

(午後1時00分)

○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

2番、久保利樹君の質問を許します。久保利樹君。

(2番 久保利樹君 登壇)

○2番（久保利樹君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

午後から福地小学校の児童の方々も来られるようですが、給食の時間と少しずれが生じているようで、遅れているようでございますので、もし機会がありましたら児童の皆さんにもわかりやすく説明させていただきたいと思っております。

第84回南部町議会定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

今回、私は外国人技能実習生について質問させていただきます。皆さんもご存じのことと思いますが、外国人技能実習生とは、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得、習熟、熟達を図るものであります。期間は最長5年間とされ、技能等の修得は技能実習計画に基づいて行われます。まだまだ青森では見かけることは少ないですが、県外の大都市等に議員研修等、視察等で伺いますと、飲食店やコンビニまたは建設作業員などで技能実習生として働いていると思われる外国人の方々をよく見かけたことがあります。受け入れる側の日本においての企業や個人事業主等の実習実施者は、人口減少や過疎化における労働力の不足を補いたく、制度を使い技能実習生を受け入れているのが実情のようです。また、その実情は当町にも当てはまってくるのではないのでしょうか。技能実習生の雇用に関心のある企業の経営者や個人事業主の方も多いようです。

そういった中で、当町の外国人技能実習生についての現状についてお伺いします。

まず1点目といたしまして、当町における外国人技能実習生の人数、職種についてお伺いします。先般、地元新聞紙においてインドネシアから4名の実習生が当町の福祉施設に介護実習生として雇用された記事が載っておりました。また、別な実習生と思われる外国人の方が町内の産直施設で買い物をしている姿をたびたび拝見します。そこで、当町内には何名ほどの実習生がいるのか、また、どんな職種にて就労されているのか、お伺いします。

2点目としまして、外国人技能実習生を受け入れる場合、法人であれば社会保険、個人事業主であれば国民健康保険の加入または住居や生活環境の確保等が条件としてありますが、雇用主や実習生等から相談またはそれに対してサポートした実情があるのか、お伺いします。

3点目としまして、今後、外国人技能実習生の受け入れの増加が見込まれる中で、当然受け入れた場所の自治体の住民となりますが、受け入れる自治体の町民の理解や意識の向上など、行政側にも混乱を避けるための施策等が必要になってくると考えますが、行政側で予定していることや今後予想される課題がありましたら、お伺いします。

町長または関係各位のご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、久保利樹議員にお答え申し上げます。

まず、南部町における外国人技能実習生の受け入れ状況についてお答え申し上げます。

外国人技能実習生の人数と職種についてであります。厚生労働省が毎年発表している外国人雇用状況届出によりますと、青森県内の外国人労働者は2,614名で、前年に比較し473名の増となっております。職種別に見ますと、製造業が全体の50.2%と最も多く、次いで卸売業・小売業、建設業、教育・学習支援業の順となっております。

11月15日現在、南部町に外国人登録をしている人は43名で、そのうち日本に住んで10年以上経過した永住者は23名、その子供である定住者が1名、日本人の配偶者が6名、教育のために2名、就労目的である技能実習に11名が在留しております。

この技能実習の11名のうち8名は町の誘致企業である電子部品製造業に、残りの3名は縫製業にそれぞれ従事しているほか、県の誘致企業として板金製品の製造や産業用機器組み立てなどを営む企業に14名が在籍しておりますが、居住地は八戸市となっております。

福祉分野につきましては、11月19日から町内の介護サービスの2事業所で介護職として2名ずつ計4名の外国人技能実習生を受け入れており、先週の26日には町長室に表敬訪問をしていただいたところであります。また、今後受け入れを予定している事業所がほかに2事業所あると伺っております。

次に、行政でサポートしている実情はあるかについてであります。現在のところ、町としてはサポートを行っていない状況であります。国において人手不足の分野で一定の技能を持った人を対象に新たな在留資格である特定技能を来年4月に創設するために、単純労働を含む外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理及び難民認定法の改正を現在審議中でありますので、その状況を見きわめながら、町として何ができるかを検討していかなければならないと考えております。

次に、今後予想される課題はあるかについてであります。外国人技能実習生が南部町で生活するに当たって、言葉や文化、生活習慣の違い、宗教上の問題などがあり、実習生に対するメンタルケアが大変重要になってくると思われ。地元住民の方言をきちんと理解できずに十分なコミュニケーションをとれない場合には、緊急時の意思疎通ができないため大事に至るといった

対応のおくれが懸念されるところであります。

いずれにいたしましても、労働力不足は、町の基幹産業である農業に限らず、全産業の喫緊の課題であると認識しておりますので、外国人労働者の受け入れにつきまして町としてできることを模索し検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。久保利樹君。

○2番（久保利樹君） ご答弁ありがとうございました。

私も調べていると、やはり青森県内には相当数、当町にも43名ですか、外国人登録者で43名、技能実習で11名ということでご答弁いただき、ありがとうございました。

今回、私がこの質問をさせていただいたのは、国会等でも今さまざま審議がなされていますけれども、実は私は商工会の青年部の視察でこのテーマを持って視察してまいりました。場所はベトナムであったんですけども、何を視察してきたかといいますと、現地の送り出し機関を、要は就労が決まった、採用が決まった現地の若者が日本語を勉強している学校を視察してきたんですけども、先ほど町長がおっしゃいましたとおり、やはり人数がいる中でも日本語を流暢に話せるという子供といいますか、二十前後の青年方だったんですけども、1クラスに1名、流暢に話せる方がいるかなという程度が実情でありました。それを拝見しましたときに、言語能力であったり、先ほど答弁の中にもありましたコミュニケーションであったり、これから当町にも恐らく外国人技能実習生がふえていくといった中で、当町にいらした場合のコミュニケーションをどうやって図っていったらいいのかなというのが、すごく私の頭の中にも残った視察でありました。

また、先ほど答弁の中で住居を八戸市に借りているというお話も伺いました。当町は空き家バンク等の活用やそういったものも移住・定住の形で施策として進めていますが、もしこの先、外国人技能実習生等にも活用できるように幅を広げていただければ、それもまた一つの技能実習生の受け入れ体制、また、雇用主の方の助けにもなるのではないかなと考えておりました。

また、インバウンド等でも東南アジアから当町にもかなりの人数の方が観光、勉強等でいらしていますが、そういった方々との交流、技能実習生が交流できるような機会もまたあったらいいのではないかなというふうに考えております。

2つ目の質問としましては、言語能力、コミュニケーションということで、例えば技能実習生、今現在いらっしゃいますけれども、例えば町のイベント、わかりやすいもので言いますと例えば

町民運動会とか、自治体、町内会に加入されているのかとかを、どういった地域住民との接触が今なされているのか、お伺いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） やっぱ一番のネックは言葉になるだろうと思っております。ただ、最近来る方々は、工藤幸子理事長さんのところの4名の女性の方に表敬訪問していただきまして、もう通常の日本語は、私と日本語で十分会話ができる方でありました。インドネシアのほうでも日本語を勉強してきて、さらに静岡ですか、静岡でまた研修をしてから入ってきたということで、以前私が名川町時代に担当してやったことが、フィリピンから何人か一気に結婚されて住んだ方々がおりました。そこの自宅を全部一軒一軒回らして、何が一番不便かということをお聞きしたら、やっぱり言葉だということで、家族の人たちもやはり言葉だということで、学校の先生を途中で退職された方をお願いして日本語教室を行いました。数年後には完全にもう日本語で会話できるようになりましたし、時間的な部分等で雇用者のほうで日本語のあれを開いた場合に出してもらえるのであれば、私はそういうものもやっていく必要があるのかなと思っております。

それと、早く地域の方々とのコミュニケーションが図れるようになれば一番いいと思っておりますし、まだ、ただ、仕事のほうをまずは優先で、まず仕事をしっかり覚えてからということになるでしょうから、そこは行政員会議等でも町内会の会長さんとか、そういう部分でも情報提供しながら、また、いろいろな地域のイベントなんかにも出してもらえるようになると、早く日本語も覚えてもらえるのではないかなと思っておりますので、ここはいろいろな部分で我々も調査しながら進めてまいりたいと思っております。

それから、空き家バンクでございますが、まさにそういう形での活用というふうにできればと思います。今おかげさまで、いわゆる片づける部分の助成金も出しております。そういうことで今までは呼びかけてもほとんどなかったんですけども、今、5、6カ所、7カ所ぐらいですか、空き家バンクのほうも登録も出てきております。そこを有効に使えるように、特に外国人の場合は1人で住むというよりは団体と一緒に住む、いわゆるシェアハウスのほうを希望されるということでございますので、そういう3、4人、4、5人とか、一緒に住めるようなところとして考えていけばいいのかなと。

もう1点は、今、八戸学院大学がフィリピンに高校を開設しました。私も7月に行ってきたわけでございますけれども、今度、八戸学院大学のほうも向こうから留学生を受け入れると。また、

こっちのほうでも勤めてもらいたいということで、八戸学院大学さんとは町も協力協定を結んでおります。できれば南部町に住まいを見つけられればというふうなことを前の大谷学長とも話をしまして、今引き続き、そこを大学側と打ち合わせしているところでございますので、そういう部分でもまた大学生の方々が当町に住んで大学に行かれて、これがまた雇用につながっていく形になっていけばいいなと思っております。

今そういうふうに我々も考えておりますので、また議員からもいろいろな部分でご指導、情報もいただきながら進めていきたいと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） では、先ほどの町内との接触、行政区のほうのそちらの加入状況のようなお話がございましたので、私のほうからお答えしたいと思います。

現在、行政区に技能実習生という方々が加入しているかどうかというところまでは、こちらでは現在把握はしてはございません。ただ、今、事業所で借り上げたところに皆さんがお住まいになっているということでお伺いしておりますので、やはり今議員がおっしゃったような日常のコミュニケーションに加えて、我々は総務課ですので、防災上も何かがあったときにお伝えしなければならないということがあるわけなんです。現時点では事業所側から、間に入っていてそれを伝えるということがございます。ただ、これがだんだん人数がふえてきますと、やはりそういうわけにもいきませんので、これから町としてそのようなことにもどういうふうに対応したらいいかということはこちらのほうでも検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。久保利樹君。

○2番（久保利樹君） 今、福地小学校の児童の方々がお見えになられたので、今の質問の内容を少しだけ子供たちにわかりやすく。済みません、背中を向けてしゃべります。

今、外国人の労働者の方々が日本に、技能実習生の方々が日本で働いている。南部町においても実際に数名の方が働いている状況という中で、まだまだ南部町にもこれからふえてくるであろうという想定、予想したものを今これから町としてやっていけることはないとか、いろいろそういう質問をしている途中でありました。

それでは、最後の質問になります。

今、テレビ、マスコミ等で外国人技能実習生のことが大分取り上げられております。済みません、ちょっとどこの自治体だったか、今ちょっと忘れてしまったんですけれども、地域のお祭りでその実習生の方が1つの屋台を出して地域の方と一緒に地元料理を提供している、そういう姿を拝見しました。すごく非常に楽しそうに提供しているなというふうな思いを受けました。報道等ではいい話題、悪い話題等も報道されておりますが、やはり我々、私も農業を営んでおります。町内にはさまざまな企業がありまして、建設業や工場などもあります。やはり企業の方々、どこも人材不足というのはほぼ皆さんが同じ意見なようであります。そういった中で必ず技能実習生が当町でもこれからも増加していくものと考えております。

先ほど町長からもさまざま私の質問を超えるご答弁をいただき、ありがとうございました。また、そういった中で現段階で想定される課題に対応していくためにも、事前にこれから協議をしていく必要があるのではないかなど私は考えます。また、そういった中で関係団体等とも連携を持ちながら、これからも行政もひとつその中で手助けをしていただいて、実習生が当町に来られた場合に住みよい労働環境、生活環境を提供できるような南部町であってほしいと思います。

これで質問を終わりますが、何かご答弁がありましたらよろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほども言いました、1つは言葉の部分、それと特に技能実習で来られている方々は特に介護・福祉部分に関しては3年間の間に資格もやっぱり取りたいという部分があるわけですので、我々がこういうことを望んでいるだろうと思っても、逆に本人たちはどういうことを望んでいるのかという部分が一番大事になってくると思いますので、直接そういう本人の方々、事業主さんを通してでも、やっぱり本人たちが求めているものをしっかり支援していく、こういう形が必要であろうと思っておりますので、そういう部分で何とか双方がそういうこと、支援策をやってよかったと思っただけのような取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） これで久保利樹君の質問を終わります。

続いて、1番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

（1番 松本啓吾君 登壇）

○1番（松本啓吾君） 本日、一般質問最後ということで質問させていただきます。

また、福地小学校の生徒の皆さん、議会傍聴によろこそいらっしやいました。議会というのは平日の日中ということで、こういった様子とかを聞いたり見たりということもなかなか機会としてないと思いますが、今日、難しいかもしれないですけども、雰囲気は少しでも感じて、これからの勉強なり生活に役立ててもらえればなと思います。

では、早速、一般質問のほうに入らせていただきます。

私は今回、高校、大学への進学状況と奨学金貸付制度の利用状況について質問させていただきます。以前、第68回定例会において質問しました子供の貧困、家族の貧困対策についてという観点から今回の質問をさせていただきます。

母親が稼ぎ手となる母子家庭での貧困率は確かに高いですが、両親がそろい、父親が稼ぎ手になって働く家庭にも貧困の波は押し寄せていることは以前お話ししました。収入が減ると家族全員の生活にも大きな影響が出てきます。その問題の中には、子供の学校通いがあると思います。義務教育の間は何とかなりますが、中学校卒業後は高校、そして大学へと進学が控えています。高校はもう義務教育ではありません。就職等の面から多くの人が中学卒業後、高校に進学すると思います。私立高校であれば学費が公立高校の倍かかります。そして、今度は大学進学です。

2016年度の私立大学の平均で授業料は約86万円、入学金約26万円、施設整備費等約19万円で、初年度納付金が約131万円。国立大学なら安いというイメージを持ちがちですが、2016年度の平均では、授業料約53万円、入学金約28万円で、初年度納付金は81万円となっています。学習意欲はあっても経済的理由のために大学や専門学校への進学を断念する高校生は、就職を希望する人の中の3分の1以上も占めているともされています。

そこでお聞きしますが、南部町において昨年、平成29年度の中学校、高校の卒業生数と高校、大学への進学者数はどのくらいあったのでしょうか。

また、南部町において高校、大学への進学傾向はどのようになっていますでしょうか。

また、南部町においては高等学校以上の学校に在籍する方で経済上の理由で就学が困難な方に対して、有能な人材を育成することを目的として無利息での奨学金貸付制度を実施しています。この奨学金は、大学等を卒業後、引き続き10年以上南部町に居住した場合、住んだ場合ですね、入学金を除く奨学金の2分の1以内の額の返還を免除してもらうことができるとされています。

そこでお聞きしますが、高校、大学への進学者で南部町が実施している奨学金貸付制度の平成29年度の利用者数と利用傾向はどのようになっていますでしょうか。

また、奨学金貸付制度利用者で卒業後、南部町に移住した方、いわゆる奨学金返済額の2分の1以内の額の返還免除者の人数と傾向はどのようになっていますでしょうか。

ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） それでは、松本啓吾議員にお答え申し上げます。

平成29年度の中学校、高校の卒業生数と高校、大学への進学者数はどのくらいであったかについてのご質問であります。初めに中学校卒業生数及び進路状況についてお答え申し上げます。

町内4中学校の卒業生ですが、生徒数は170名となっております。その内訳ですが、八戸市内の高校へ進学した者98名、57.6%、三戸郡内の高校へ進学した者55名、32.4%、八戸市、三戸郡以外の県内の高校へ進学した者1名、0.6%、県外の高校へ進学した者8名、4.7%、県内定時制へ進学した者5名、2.9%、支援高等学校へ進学した者2名、1.2%、就職した者1名、0.6%となっております。

高校卒業後の進路については、南部町の状況は把握できておりませんので、県全体の調査結果により報告します。青森県学校教育基本調査報告書によりますと、県内の高校卒業生数は1万2,094名となっております。その内訳ですが、大学、短期大学など5,389名、専修学校など2,188名、公共職業能力開発施設など209名、就職者ほか4,308名となっております。大学などの進学率は44.6%で、前年度より0.9ポイント上昇しております。

次に、高校、大学への進学者で南部町が実施している奨学金貸付制度の平成29年度の利用者数と利用傾向はどのようになっているかについてであります。平成29年度の奨学金貸付利用者は46名となっております。内訳といたしましては、大学35名、短期大学2名、専門学校5名、高等学校4名となっております。平成29年度の新規貸付利用者は12名となっており、前年度より3名少なくなっております。

次に、奨学金貸付制度利用者で卒業後、南部町に居住した人数と傾向についてであります。免除制度を利用し、町に居住した方は、平成29年度6名、平成30年度3名となっております。

奨学金貸付制度とは別に、医療センターで行っております修学資金貸付についてご説明いたします。

平成26年度より開始しました南部町医師修学資金貸付事業であります。医師不足の解消を目

的とし、将来、医療センターに医師として勤務しようとする方に対して修学資金を貸し付ける事業でございます。対象者は、学校教育法による大学の医学部を履修する過程に在学し、他の修学資金の貸し付けを受けていない方で今後も受ける見込みのない方であります。修学資金の貸し付け額は月額15万円以内で、貸し付け期間は在学する大学の正規修学期間内で72カ月が上限となっております。

この事業を利用している方は、平成26年度2名、平成28年度1名、平成29年度が1名の合計4名となっております。貸し付けが終わった方は、研修医として実務研修を終えた後、医療センターに6カ月以上かつ修学資金の貸し付け期間の2分の1以上勤務することになっております。勤務しない場合は、全額返還することになっております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ご答弁ありがとうございました。

高校への進学に関しては結構やはり多くの方が進学しているという数字で見ると、わかりました。大学に関しては、まず県の数字ではありますけれども、半分いかないぐらいの方の進学の状況というのが把握できました。

また、奨学金制度を利用して南部町にその後住んだという方も実績として6名、そしてあとまたその後3名という具合で増えているというか、実績が出てきているということなんですけれども、この条例を見ると卒業後、南部町に10年というふうな書かれ方をしているんですけれども、もし卒業後2年ないし3年とか働いた、ほかにいて、その後10年といった場合の方は対象にはなるかならないかという部分をちょっとお聞きしたいと思います。

それと、先ほどの大学の進学率の部分でなんですけれども、日本学生支援機構の平成26年度学生生活調査によりますと、大学生の中で約51%が奨学金を利用しているという報告が出ています。家計が苦しいから奨学金を借りる、貧困化が奨学金地獄を生み出しているとも言えます。今や大学生の奨学金借り入れ平均額は300万円も超していると言われていています。仮に無利子の第一種奨学金と有利子の第二種奨学金を併用して、それぞれの最高額の6万円、12万円を大学4年間借りるとすれば、その総額は883万円にも上ります。これだけ巨大な負債を抱えて社会に出るわけです。そして、卒業して半年後に返済が始まり、社会人になっても生活苦が続いてしまうという現状があります。近年、奨学金の滞納についても問題化しています。大学卒業後に例えば非正

規労働で働かざるを得ず、低所得者になってしまうなどの経済的な要因により延滞者が増加しているとも言えます。

南部町が実施している奨学金貸付制度の利用者は、先ほど平成29年度が46名というふうなこともあり、平成28年度は52名と私は聞いていて、少しずつ減ってきている。その要因としては少子高齢化や人口減少もあるとは思いますが、募集期間がまず5月の1カ月間などという要因もあるのかと思います。例えば南部町が実施している、先ほど教育長からご説明があった南部町医師修学資金貸付のように、奨学金貸付制度も10年以上南部町に住んだ場合は返還の全部を免除とできれば、定住人口の減少問題や、先ほど久保利樹議員から質問がありました労働者不足の問題解決、そして奨学金の返済の地獄解決の一助になるのかと私は思いますが、社会情勢を勘案した今後の奨学金貸付制度見直しのお考えはないか、もしあればお聞きできればと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 高校、大学生の奨学金制度、実はこれ、合併前の名川町時代に全額免除を行っておりました。ただ、合併して対象生徒数も2.5倍ぐらいになりましたので、同じ条件で満額は少し財政的な部分で、当時はまだ今みたいに財政状況がよくない状況でありましたので、まずは今の条件でさせていただいて、何でもそうなんです、支援を提供するとさらにそれ以上の支援を支援をとという部分が今回に限らずいろいろあるわけですし、我々もできる部分、そういう部分、特に医師の部分は6年間で1,000万円の免除です。ここは特別、住民のやはり医療体制を将来的にも不安のないようにしなければならないということでちょっと頑張って全額にしてありますが、一般学生の場合、通常の勤めになると思います。少し財政状況、今交付税も減らされている中でございますので、支援できる部分は我々もまず、すると。それでも半額の支払いになるわけでございますので、今は現状で少し進めさせていただきたいなと思っております。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） もう一つのご質問の人数についてですけれども、平成26年度からの傾向を見ますと、平成26年度、この貸し付けの利用者人数でございますが64名、平成27年度58名、平成28年度は52名、そして平成29年度が49名となっております。数字から見ますと、やはり少

なくなっているというところが現状でございます。

そして、5月からの1カ月間の募集期間ということでございますが、やはり進学先が決まってからのこの奨学金の貸し付けということになりますので、5月からの1カ月間の募集期間となっております。

そして、大学を卒業した後2年間ほかに勤めて、それから10年間で対象になるかということでございますが、一応、大学を卒業して、そこから10年間という形になってございますので、途中でほかの例えば地域へ行かれた場合については、これは対象にはならないということが現状となっております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） 町長、ご答弁ありがとうございます。

町長がおっしゃるとおり、いろいろ補助なりが続くと、いつもおっしゃるとおり、あれもこれもというの、私も本当にそう思います。やはりできる部分、あとはまず住民にも協力してもらう部分というのが本当にあると思います。その中でやはりある、何というんですかね、プロジェクトというか企画には多くの方が活用できるような制度であるべきだと私は思います。まず1カ月間の募集期間なりというの、今理由を聞いてわかりました。また、免除条件なども卒業後すぐの方でなければ対象ではないといった部分、少し2年から5年とかぐらいで戻ってきても対象というふうな形にすると、やはりちょっと南部町に30歳までには住むとかというふうな形であれば、少し制度の見直しをして定住につなげられる政策の一つにもなるのではないかと考えております。

先ほど町長も言ったとおり、南部町の財源にも限りがあると私も思います。人口の変化や町民のライフスタイルの変化を中長期的に考慮して、時代に合わなくなったサービスの縮小や民営化等を推進し、不要支出を改めて見直した上で、それを財源とした新しい支援のメニューや制度、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、真に必要な予算の使い方というものを今後考えていただければと思います。

以前にもお話ししましたが、子育て世代は就労世代、町を活性、元気づける源であり、子供たちは将来の南部町を担う希望であります。若者たちがいつまでもここに住みたい、子供たちが将来ここに住み、活気ある南部町で活動したいと思えるような魅力的な事業、プロジェクトを実施

していってもらえればと私は思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） いいですか、答弁は。町長。

○町長（工藤祐直君） 今、南部町の子育て支援策、これは幼児からもちろん、きょうは福地小学校の児童も来ておりますが、小学生、中学生、給食費の無料化、今までは中学生までの医療費の無償化をやっておりました。高校生が抜けているなということで、ことし10月から高校生の医療費も無償化にしたと。大学の場合は、2分の1ですけれども返済免除だと。一つだけを捉えなくて、私は南部町に住んでほしい、南部町は幼児から大学生までの支援をしているんですよということを強調していきたいなど。そういう中で今、松本議員のできれば全額免除というのわかりますが、大学までの部分で支援もしているんだということもご理解をいただければなと思っております。

もう1点、何でしたっけ。（「金額ではなくて、制度の」の声あり）済みません。何年も先となるとちょっと制度的にも難しくなるわけですけれども、一つ、例えば今おっしゃったように、例えば2年、せいぜい3年、そういう部分というのは該当にさせてもいいのかなと今思いました。多くの人数にも、多くなってほしいんですけれども、でもないでしょうし、ここは少し教育委員会で2年なりの、あとは戻ってもらえれば我々は助かる部分もありますので、そこはちょっと検討させて、協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） これで松本啓吾君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、12月5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後1時46分）

平成30年12月5日（水曜日）

第84回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第84回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年12月5日（水）午前10時開議

- 第 1 報告第 9号 専決処分した事項の報告について
損害賠償の額を定め和解することについて
- 第 2 議案第109号 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第110号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第111号 南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第112号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第113号 南部町立児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第114号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第115号 字の区域の変更について
- 第 9 議案第116号 平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 第 10 議案第117号 平成30年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 11 議案第118号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 12 議案第119号 平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 13 議案第120号 平成30年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 14 議案第121号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 15 議案第122号 平成30年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 16 議案第123号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 17 議案第124号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 18 議案第125号 平成30年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）
- 第 19 議案第126号 平成30年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 第 20 常任委員会報告
- 第 30 委員会の閉会中の継続調査の件

第 31 議員派遣の件

追加第 1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第 2 議案第127号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	11 番	夏 堀 文 孝 君
12 番	沼 畑 俊 一 君	13 番	根 市 勲 君
14 番	工 藤 幸 子 君	15 番	馬 場 又 彦 君
16 番	川守田 稔 君		

欠席議員（1名）

10 番 工 藤 正 孝 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	金 野 貢 君
住民生活課長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課長	福 田 勉 君
農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建設課課長補佐	庭 田 貴 之 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	中 村 貞 雄 君	社会教育課長	佐々木 高 弘 君

農業委員会事務局長 松 橋 悟 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 夏 坂 由美子 班 長 小 林 京 子
総 括 主 査 留 目 成 人

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第84回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 日程第1、報告第9号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） おはようございます。

それでは報告第9号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、ご説明いたします。

説明資料の1ページをお開き願います。

物損事故の損害賠償の額を定め、和解したことについて専決処分したものを地方自治法の規定により報告させていただくものでございます。

発生日時は、平成30年9月14日、午前11時10分ごろ、場所は、南部町大字福田字あかね地内でございます。

相手方は、南部町在住の男性、過失の割合につきましては、相手方の損害のうちの100%を負担するものであります。

損害賠償額は65万6,813円、示談を行った日は、平成30年10月29日でございます。

事故の内容でございますが、火災現場において、南部町が所有するポンプ自動車が、消火栓を使用するため、後方に移動した際、停車していた相手方車両に接触したものでございます。

なお、損害賠償については、一般財団法人全国自治協会青森県町村自動車共済の保険で対応し

てございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第9号を終わります。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第2、議案第109号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（金野貢君） それでは、説明資料の2ページをご覧ください。

議案第109号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

趣旨でございます。地方自治法第223条並びに地方税法第2条及び第3条第1項により定めることとされている町税条例について、国が示しております市町村税条例（例）、との条項番号、用字、用語等の違いを改めるため改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、1点目、本則において現行部分と制定附則部分について、市町村税条例（例）との条名をそろえる改正を行うほか、常用漢字表等に基づき、用字・用語等を整備するものでございます。

2点目としましては、附則第2条から附則第6条におきまして、平成27年度以後に一部改正のため制定された5本の条例のうち、平成31年1月1日現在、未施行の部分に関して、本則の改正によって生じる条項番号ずれを整備するものでございます。

なお、この条例改正に伴い、税率や納付方法などを改めるものではございませんで、毎年の税制改正等に伴う条例の改正作業が迅速に、かつ正確に行えるようにするため、改正を行うもので

ございますので、よろしくお願いいたします。

施行日は、平成31年1月1日でございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第109号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第109号は原案のとおり可決されました。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第3、議案第110号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、説明資料の3ページをお開き願います。

議案第110号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

平成30年10月11日付、青森県人事委員会からの、職員の給与等に関する報告及び勧告にあわせて、青森県議会議員の期末手当の支給割合が見直されることとなったため、県に準じて、南部町議会議員の、期末手当の支給割合を改めるものでございます。

まず第1条の規定では、現行の12月の期末手当を0.05月引き上げまして、年額3.15月の支給割合に改めるものでございます。

次に第2条の規定では、平成31年4月改正として、年額3.15月の支給割合はそのままに、6月期末手当と12月期末手当をそれぞれ1.575月として、平準化し、同じ支給割合にするものでございます。

施行日は、第1条の規定が、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用するもので、第2条の規定は、平成31年4月1日でございます。

以上で、議案第110号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第110号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第110号は原案のとおり可決されました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第4、議案第111号、南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の4ページをお開き願います。

議案第111号、南部町特別職の職員の、給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案第110号と同様に、青森県特別職の期末手当の支給割合が見直されることとなったため、県に準じて、町長、副町長及び教育長の、期末手当の支給割合を改めるものでございます。

まず、第1条の規定では、現行の12月の期末手当を0.05月引き上げまして、年額3.15月の支給割合に改めるものでございます。

第2条の規定では、平成31年4月改正として、年額3.15月の支給割合はそのままに、期末手当の支給割合を、6月と12月で、それぞれ1.575月として、平準化するものでございます。

施行日は、第1条の規定が、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用するもので、第2条の規定は、平成31年4月1日でございます。

以上で、議案第111号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第111号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第5、議案第112号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の5ページをお開き願います。

議案第112号、南部町職員の、給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

青森県人事委員会からの、職員の給与等に関する報告、及び、勧告に準じて、宿日直手当の金額、職員の勤勉手当の支給割合、及び、給与月額を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、平成30年4月1日から適用する第1条の改正としまして、3点の改正がございます。

まず1点目が、資料5ページの上の表のとおり、宿日直手当の金額を、それぞれ200円から1,500円増額するものでございます。

2点目が、下の表のとおり、現行の12月の勤勉手当の支給割合を0.05月引き上げ、合計で、年間4.20月から4.25月に改正するものでございます。

3点目が、5ページ下段、③のとおり、平成30年4月1日から適用する、行政職及び医療職の給料表の改正であります。

改正内容は、青森県人事委員会の勧告に準じて、月額給料について、若年層に重点を置きながら、行政職初任給で1,500円の引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定を行い、そのほかは400円の引き上げを基本に改定するものでございます。

説明資料の6ページをお開き願います。

平成31年4月1日から施行される第2条の改正としまして、期末手当及び、勤勉手当の支給割合を県に準じて改めるもので、期末手当の支給割合を、6月と12月を同じ1.25月とし、勤勉手当

の支給割合につきましても、6月と12月を同じ0.875月として平準化するものでございます。

以上で、議案第112号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第112号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第112号は原案のとおり可決されました。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第6、議案第113号、南部町立児童館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 説明資料の7ページをお開きください。

議案第113号、南部町立児童館条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

はじめに趣旨でございますが、南部町立児童館については、入館児童数の減少に伴い、一定の入館児童数以下となった場合には、休館することとし、休館後、3年連続して入館申込児童数が10人に満たない場合には、当該児童館を廃止することとしているところでございます。

南部町立鳥舌内児童館の場合、平成28年度から休館しており、入館申込児童数が平成28年度分が3人、平成29年度分がゼロ人、平成30年度分がゼロ人であったことから、廃止するものでございます。

このため、所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、本条例は南部町立児童館の設置や名称、位置などを定めており、南部町立鳥舌内児童館の廃止に伴い、南部町立鳥舌内児童館に関して規定している名称と位置を、本条例から削除するものです。

新旧対照表は、下の表のとおりでございます。

施行日は、平成31年4月1日でございます。

以上で、議案第113号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第113号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第113号は原案のとおり可決されました。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第7、議案第114号、南部町放課後児童健全育成事業の設備

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 説明資料の8ページをお開きください。

議案第114号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

はじめに、趣旨でございますが、厚生労働省令で定めている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、以下「基準省令」と言います。この一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、まず、本条例は放課後児童健全育成事業、学童保育事業のことでございます。この設備及び運営に関する基準を定めており、基準省令に基づき制定していることから、基準省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

具体的には、放課後児童支援員の資格について、その要件を追加するものです。

改正前におきましては、放課後児童支援員の資格について、学校教育法の規定による大学において、「社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」を、要件の一つとしているところです。

このたび、学校教育法の改正により、新たな高等教育機関として、「深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成、展開すること」を目的とする「専門職大学」の制度が設けられたところでございます。

専門職大学の課程は「前期課程」と「後期課程」に区分され、前期課程は「専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを実現するために行われるもの」、後期課程は「前期課程における教育の基礎の上に、目的を実現するために行われるもの」とされ、前期課程を修了しなければ後期課程に進学することができないものとされているところです。

改正後におきましては、改正前の要件に、新たな大学制度として創設された「専門職大学の前期課程を修了した者」を加えるものでございます。

新旧対照表は下の表のとおりで、改正するのは、第10条、9ページをお願いします。第3項の第5号で、下線で示している部分でございます。改正前と同様の条文に、括弧書きとして、さきほど説明いたしました「専門職大学の前期課程を修了した者」を追加するものでございます。

施行日は、平成31年4月1日でございます。

以上で、議案第114号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第114号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第114号は原案のとおり可決されました。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第8、議案第115号、字の区域の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（東野成人君） それでは、説明資料の10ページをお開き願います。

議案第115号、字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

趣旨でございますが、青森県が施工した土地改良事業「県営地引地区経営体育成基盤整備事業」のは場整備工事の完了により、字区域を変更するもので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容でございますが、平成23年度から着手していた県営地引地区経営体育成基盤整備事業によ

り実施された区画整理工事が完了し、田畑等の形状の変更が行われたため、三戸郡南部町大字苦米地字堤添15番地、以下847筆及び道路、水路の字の区域を変更するもので、編入する字及び編入される字、筆数は下表のとおりでございます。

13ページは、区画整理前の字区域で、編入される字区域を色別に示したものでございます。

14ページは、区画整理後の字区域で、編入される字区域を色別に示したもので、今回の字区域変更及び今後行われる確定測量を経て、換地処分による地番の表示登記を行うこととなります。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第115号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第115号は原案のとおり可決されました。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第9、議案第116号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） それでは議案の213ページをお願いいたします。

議案第116号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億2,201万3,000円を追加し、総額を104億4,066万円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の追加としております。

218ページをお願いします。債務負担行為の追加についてご説明します。剣吉地区宅地分譲地の広告業務について、3月下旬から4月にかけて、年度をまたいでテレビなどによる、販売広告を予定しておりますので、設定するものでございます。

続きまして224ページをお願いいたします。歳出からご説明をいたします。

2款、総務費、1項、6目、企画費は897万1,000円を追加するもので、剣吉地区の宅地分譲計画に係る販売促進PR業務としまして、新聞やテレビなどによる販売の広告を行うための経費となっております。

次のページをお願いします。2款、4項、1目、選挙管理委員会費は214万8,000円を追加するもので、13節の委託料は選挙区統合に伴うシステム改修経費を計上したものであります。

次のページをお願いします。3款、民生費、1項、4目、老人福祉費は6,943万7,000円を追加するもので、介護施設開設準備補助金として558万9,000円、施設整備補助金には6,400万円を計上しております。認知症高齢者グループホームに関する施設でございます。

なお、財源は全額県補助金となっております。

232ページをお願いします。7款、商工費、1項、3目、観光施設費は3,500万8,000円を追加するもので、11節の燃料費は、健康増進公社における、燃料単価の高騰に伴うことと、タイヤボイラーの故障によるもので1,135万1,000円を計上しております。15節の工事請負費は、チェリリン村の給水施設の老朽化に伴いまして敷設替えを実施することとして2,138万4,000円を計上しております。

8款、土木費、1項、1目、土木総務費は220万3,000円を追加しております。負担金の急傾斜地崩壊対策事業は、虎渡地区における県営事業に対する負担金となっております。

次のページをお願いします。10款、教育費、2項、小学校費、3項、中学校費は主に校舎修繕に係るものを予算計上したものでございます。

つづいて歳入をご説明いたします。222ページをお願いいたします。

9款、1項、1目、地方交付税は5,031万2,000円を追加するもので、今回の補正予算への充当

財源として計上しております。

続きまして14款、県支出金、2項、2目、民生費県補助金は6,958万9,000円を追加するもので、介護施設整備に関する補助金となっております。

続きまして19款、諸収入、5項、3目、雑入は210万8,000円を追加しております。各種保険料の166万8,000円は、大雨災害時の対応経費について、全国町村会災害対策費用保険金が支払われることによるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。3番、夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） ページは229ページですけれども。

3款、1項、4目の老人福祉費ですけれども、6,958万9,000円ですね。伺ったところ2件あるという話だったのですけれども。事業主等決まっているのかということと。

決まっているのであれば、教えていただきたいと思います。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。

229ページの老人福祉費の補助金でございますが、内容といたしましては、まずは、下の方の6,400万円の方ですが、こちらは、施設の整備費ということで、2つの事業所。グループホーム。ワンユニットが単位となっております、ツーユニット。2事業所。ツーユニット。ワンユニットが9人という単位でございます、18人分ですね。に2つの事業所の分で、1事業所あたり3,200万円の施設の補助となっております、2事業所分でございます。

そして、上の方の558万9,000円ですが、名称の中にあります準備という言葉がございますが、これは、新築した場合に限って、準備経費ということで、備品の経費等々も新築した場合には、補助金が出るということで。先ほど2つの事業所と言いましたが、1つの事業所の方は、新築。もう一つは改築です。

従いまして、この補助金2種類ございますが、1事業所につきましては、5,589万円の準備補助金と3,200万円の施設整備費です。もう一つの事業所は、改築だけですので、準備補助金はありません、建設の補助金3,200万円の方でございます。

議員ご質問の事業所名ですけれど。新築の方ですが、場所的には斗賀の薬王堂でございますが、

その後ろに現在、有料老人ホームがございますが、そこの敷地内にその事業所が新たに新築するものでございます。

もう一つは、元名川病院の敷地を購入してございますが、スーパーが健康センターのそばにございますが、その近くにグループホームがございますが、その事業所が、名川病院の跡地を購入いたしまして、そこに移転ですね。移転、改築。改築でございます。そこに改築するという、2つの事業所がこの補助金の対象になってございます。新築が1つ、改築が1つという内容でございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。他に。9番、中館文雄君。

○9番（中館文雄君） 今、ここ同じ、この福祉対策費に関わることなんですけれども。前に私、南部町の現状を一般質問でお聞きしましたところ、「南部町は三戸郡内でも基盤整備が充実しています」というという答弁をいただいております。

それで、三戸郡下ではもう、相当高い確率で設備が整っているということ。話し伺っておりますけれども。まだまだこれは、私はあれば悪いってことではありません。あることは悪いってことではありませんけれども。充実しているなかで更にこういう物件等が出てきた時に町として、色んな形が出てきたものを全て認めていくのは相当な、私は問題提起がされるような気が私はしておりましたので。現状として、っていうのは、新聞で見たように、前、町内にあった施設が法的処理をされたということも出ていました。

今まで町で関わってきた中で、開設したけど途中で断念して、例えばやめた場所があるのかどうか。その辺も私、併せて、充実することは恐らく町民にとっては大変、うれしいことなんですけれども。そうした全体に関わるところで、担当の方でどういうふうな認識を持っておられるかまず、お聞きしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。

まず、この補助金でございますが、県の補助金でございますが、まず、前提となっているのが、介護保険事業計画というのが町にございますが、この計画に載っていない施設の整備につきまして

ては認めない。要するに補助金は出さないということになってございます。

従いまして、これは県でもうすでに内示がでてございますが。内示が出ているということは、町の事業計画の中に載っている整備ということになります。

そこで、先ほどのご質問でございますが、グループホームにつきましては、国道沿いの斗賀の神社のそばにグループホームが1事業所ございましたが、それが以前、去年度かな。事業をやめて、廃止してございます。

まずですから数的にマイナス1ということで、現在7期、今年度から7期の事業計画に入っておりますが、その7期の計画にマイナス1の分、1を整備するという計画を載せてございます。

従いまして、数的には、増加しているということではございません。まず、計画に載っている整備ということでございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） そうすれば、まず、まだ町ではその、減った分に対するをプラスです。

ただ、今後私をもっと、最近聞きますと、こういう設備、施設というのはもっともっと南部町では、必要だと認識しているのか。っていうのは、過去に私聞いた時には大分、待っている。「入居希望者が待っている数字も減ってきた」という答弁をもらっているんですね。「半分以下になった」という答弁をもらっておりましたので、町として、こういう少し、介護に関わる施設等がまだまだ町としては必要だという認識があるのか。

まず、もうこれ以上という、民間の方でやることですから、これに対してはどうのこうの言えないかもしれませんが。町としてこういう関係の施設、その他がまだ必要だという認識されているのか。「全体的に見ればこの辺かな」と思っている、その辺の認識をお聞きしたかったんですよ。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。

現在、第7期の計画が今年度から始まっているところでございますが、計画上は、グループホームは先ほど申しあげたとおり、数的には必要ないであろうという考えで、マイナス1の分だけ

の整備を計画にしております。

それから、グループホームではございませんが、違う施設。1つを必要であろうということで、施設に関してはもう1施設分だけを計画に載せてございまして、介護保険の保険料上昇にも結構、影響が出てございますので、その1事業所を今後、新たに来るであろうという計画では、載せてございます。

もうそれ以上は、例えば、民間からあったとしても、この7期の計画期間内は認めることはしていかないこととしてございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

○1番（松本啓吾君） 230ページ。6款、農林水産業費の1項なんですけれども。

こちらの方で、農業委員会費ないし、農業観光振興費、農村整備費の方で職員等々の額の方に補正が組まれているということに関して、ちょっと関連する質問なんですけれども。

現在、馬淵川の方の鮭の方の捕獲、採卵ができないという部分の報道がありまして、県の方では、それに何らかの対応を検討していくというのがありましたけれども。町としても何らかの対応をしている。もしくは、するといった部分でのその人件費というか、での補正ということなのでしょうか。

というのは、今、採卵ができないという部分は、4年後と、またこれから先にも影響が大きいというのは、一番大きな問題ではあるのですけれども。

名川中学校の隣を流れている如来堂川の方には鮭が多く遡上しているという現実があって、川の川岸や法面の方に鮭が上がって死んでいる状態であると聞いています。

死んでいるということは、それが今後は腐敗して、悪臭などもでるのではないかということも懸念されますし、これから冬を迎えるにあたって、小・中学校また病院、住宅等があるところに、野生の動物が来るといった危険性も考えられます。

また、そのほか、教育面に関しては、南部町においては、各小学校がこの部分で採卵の授業を受けていたんですけれども、今年にはできないということで、また、今後の情報も何もないということから、先生ないし、父兄の方からどうなるんだという不安をする声も聞かれています。

そういった部分で何らか町としても、対応するといった部分での補正を組んでいるのかという質問をまず、お願いします。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） まず、1点についてお答えいたします。

今回の6款の人件費に関わる部分ですが、この人件費につきましては、先ほどの議案の時にもご説明しましたが、あくまでこれは今回の補正につきましては、人勧の給与の改正ということで、県に準じた改正というのがここに載っているものでございます。

まず、総務課からは、私からは以上です。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） まず初めにですね。当該組合ですけれども、当該組合については、水産業協同組合法に基づいた法人でありまして、その目的及び行う事業を定款で定めているものと思われまして。

組合の上部には連合会があり、青森県を監督官庁として、県の「さけますふ化放流計画」に沿って、事業展開をされているものと思われまして。

ご質問のさけますの放流、採取とかが現在、できていないということに関しましては、現在、町の方では、県のそのふ化放流計画に従って、県が監督官庁となっていますので、町とすれば、組合、それから県の方の対応を注視しているという段階ではございますけれども、当組合とはB&G財団を通じまして、水と触れあう事業ということで、如来堂川の方に毎年その事業の放流等を行って、ご協力いただいているところでございますけれども。

例年ですと、さけますの理事者とかについては、ご案内をいただいているところでございますけれども、今年度に入りまして、事業内容が、事業組合員の構成とかご案内いただいておりますので、町といたしましても、今後、ご案内いただければ、その環境問題とか、小学生、中学生に対しての教育財産の資源として、ご協力できるところがあるか、というところを模索している段階でございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第116号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。
議案第116号は原案のとおり可決されました。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第10、議案第117号、平成30年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） それでは、議案書の241ページをお開きください。

議案第117号、平成30年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ138万4,000円を追加し、総額を、それぞれ8,449万9,000円とするものです。

まず、歳出からご説明いたしますので、250、251ページをお開きください。

1款、1項、1目、管理運営費ですが、11節、需用費は34万1,000円で、非常用設備点検業務により指摘された箇所の修繕を行うものです。

12節、役務費は25万7,000円で、利用客の増に伴いクリーニング料に不足が生じたため増額するものです。

27節、公課費は78万6,000円で、地方消費税の支払いに不足が生じたため増額するものです。

続きまして、歳入を説明いたしますので、248、249ページにお戻りください。

3款、1項、1目、一般会計繰入金ですが138万4,000円を増額し、総額を3,538万9,000円とするものです。

これは、歳出でご説明いたしました、補正額を一般会計から繰り入れるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第117号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第117号は原案のとおり可決されました。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第11、議案第118号、平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 議案書の253ページをお開きください。

議案第118号、平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の補正。第1条・歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282万2,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,063万3,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。主なものをご説明いたします。262・263ページをお開きください。

上段の1款、1項、1目、一般管理費でございますが、135万5,000円を増額し、総額を2,614万3,000円とするものです。

これは、2節、給料と3節、職員手当等は職員の人件費で、「青森県人事委員会の勧告によるもの」及び「職員人件費の調整によるもの」によりまして、それぞれ増額または減額をするものでございます。

13節、委託料ですが、結核性疾患及び精神病に係る療養給付費が多額である場合、県からの特別調整交付金で措置されることとなっておりますが、この特別調整交付金を算定するための業務委託費139万2,000円を新たに計上するものです。なお、委託先は、青森県国民健康保険団体連合会でございます。

合わせまして、135万5,000円を増額するものです。

その下の2款、1項、3目、一般被保険者療養費でございますが、137万1,000円を増額し、総額を8,760万円とするもので、当初の見込み額より増となることが見込まれることから、増額するものです。

続きまして、歳入を説明いたします。260・261ページにお戻りください。

上段の5款、1項、県補助金、1目、保険給付費等交付金でございますが、280万2,000円を増額し、総額を15億8,033万2,000円とするものです。

これは、1節の保険給付費等交付金（普通）が141万円の増ですが、歳出の2款、保険給付費の増額分でございます。また、2節の保険給付費等交付金（特別）は139万2,000円の増ですが、歳出の1款、1項、1目、一般管理費、13節、委託料の増額分でございます。

合わせまして、280万2,000円を増額するものです。

以上で、議案第118号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第118号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第118号は原案のとおり可決されました。

◎議案第119号から議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) お諮りします。

日程第12、議案第119号、平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第13、議案第120号、平成30年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)、日程第14、議案第121号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議案3件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第119号から議案第121号までの議案3件を一括議題とします。

本案について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田勉君) それでは議案第119号から議案第121号まで、一括してご説明いたします。

まず、議案第119号からご説明いたします。

議案書の267ページをお開きください。

議案第119号、平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)でございますが、歳入

歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,732万8,000円とするものです。

まず、歳出からご説明いたします。276、277ページをお開きください。

上段の1款、1項、1目、一般管理費、中段の3款、2項、1目、介護予防普及啓発事業費、下段の3款、3項、1目、総合相談事業費及び2目、擁護権利事業費でございますが、いずれの目につきましても職員の人件費に係る補正でございます。

これは、「青森県人事委員会の勧告によるもの」及び「職員人件費の調整によるもの」によりまして、それぞれの目を増額または減額をするものでございます。

合わせまして、歳出合計13万円を減額するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。274・275ページにお戻りください。

2款、1項、1目、一般会計繰入金でございますが、歳出でも説明いたしましたが、人件費分として一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、議案第120号をご説明いたします。

議案書の279ページをお開きください。

議案第120号、平成30年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,077万6,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。288・289ページをお開きください。

先ほどの議案第119号の介護保険特別会計と同様、いずれの目につきましても職員の人件費に係る補正で、増額または減額をするものでございます。合わせまして、歳出合計2万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。286・287ページにお戻りください。

歳入につきましても同様に、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

最後に、議案第121号をご説明いたします。

議案書の291ページをお開きください。

議案第121号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の補正第1条・歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,096万4,000円とするものです。

まず、歳出からご説明いたします。300・301ページをお開きください。

3款、1項、1目の一般管理費でございますが、先ほどの議案第119号の介護保険特別会計と

同様、職員の人件費に係る補正で53万円を減額するものでございます。

続きまして、「歳入」を説明いたします。298・299ページにお戻りください。

歳入につきましても同様に、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

以上で、議案第119号から議案第121号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第119号から議案第121号までの議案3件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第119号から議案第121号までの議案3件は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。

（午前10時57分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第15、議案第122号、平成30年度南部町病院事業会計補正予

算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐々木大君） 議案書の303ページをお開きください。

議案第122号、平成30年度南部町病院事業会計補正予算第1号についてご説明いたします。

平成30年度南部町病院事業会計補正予算の第4条に定めた資本的支出の予定額を次の通り補正するものです。

306ページをお開きください。

支出の1款、1項、1目の医療機器及び備品購入費に342万3,000円を増額し、資本的支出予算の総額を5,660万8,000円とするものです。

内容といたしましては、国で定める4月からの診療報酬改訂に伴う、システム改修によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第122号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第122号は原案のとおり可決されました。

◎議案第123号から議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。

日程第16、議案第123号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議案第124号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議案2件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第123号から議案第124号までの議案2件を一括議題とします。

本案について、説明を求めます。建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（庭田貴之君） 本日、川村建設課長が体調を崩し、休暇中でありますので、代わりにご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案書の307ページをお願いいたします。

議案第123号、平成30年度南部町公共下水道事業 特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳出予算のみを補正するものです。

312、313ページをお願いいたします。

補正内容といたしましては、1款、1項、1目、施設管理費で合計103万円を増額しております。これは、電気料金と電話料金の増額と南部浄化センターの配管修繕費であります。

2款、1項、1目公共下水道建設費では合計103万円を減額しております。

これは、青森県人事委員会勧告による人件費の補正と、入札執行した委託料を精査し減額するものであります。

つづきまして、議案書の315ページをお願いいたします。

議案第124号、平成30年度南部町農業集落排水事業 特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳出予算のみを補正するものです。

320、321ページをお願いいたします。

補正内容としたしましては、1款、1項、1目一般管理費で合計6万6,000円を増額しております。これは、青森県人事委員会勧告による人件費の補正であります。

2目、施設管理費では13節、委託料を6万6,000円減額しております。

これは、入札執行した委託料を精査し減額するものであります。

以上で、議案第123号と議案第124号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第123号から議案第124号までの議案2件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第123号から議案第124号までの議案2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第18、議案第125号、平成30年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（馬場均君） 議案書の323ページをお開き願います。

議案第125号、平成30年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

328、329ページをお開き下さい。

歳出、市場費、1項、2目、一般管理費、人件費、15万2,000円を増額し、積立金15万2,000円の減額で調整するものでございます。

給与関係諸費を増額し、積立金を減額する、歳出予算のみの補正でございます。

以上で、議案第125号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第125号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第125号は原案のとおり可決されました。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第19、議案第126号、平成30年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） それでは議案書の331ページをお願いします。

議案第126号、平成30年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ713万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,477万円とするものでございます。

まず歳出からご説明いたします。340、341ページをお開きください。3、歳出。主なものをご説明いたします。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費でございますが566万3,000円を減額し2億4,814万2,000円とするものです。

人事異動分と給与改定分の調整で2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費の人件費及び19節、負担金補助及び交付金の減額。7節、賃金は臨時職員の賃金の減額であります。11節、需用費は、燃料費の単価アップに伴う増額、修繕料はトイレ等の修繕によるものでございます。

続きまして、2目、療養費でございますが、146万7,000円を減額し、4,041万4,000円とするものでございます。13節、委託料は給食業務分で利用者の減によるものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。338、339ページをお開きください。2、歳入、主なものをご説明いたします。

2款、分担金及び負担金、1項、1目、負担金は160万円を減額、通所利用者の減によるものでございます。

4款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金は586万9,000円を減額、財源調整により減額するものでございます。

5款、繰越金は、前年度繰越金の確定による増額です。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第126号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第126号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第20、常任委員会報告を議題とします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第21、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします、

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いを
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（馬場又彦君） お諮りします。

本日、町長から、議案第127号、人権擁護委員の候補者の推薦についての議案1件が追加提案さ
れました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思いを。ご異
議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第127号の議案1件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午前11時23分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前11時24分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。
町長の登壇を求めます。 町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案1件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第127号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。平成31年3月31日をもって、任期満了となります現在の委員1名を、再任いたしたく、国への推薦について、議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、住所、南部町大字苫米地字大在家11番地1、氏名、夏堀佐枝子氏、昭和26年7月16日生まれであります。

推薦する夏堀氏は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、委嘱期間につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議の上、何卒、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 追加日程第2、議案第127号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第127号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第127号は原案のとおり同意されました。

◎閉会の宣告

○議長(馬場又彦君) 以上で本定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 第84回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、11月30日から、本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

追加提案いたしました人事案件も含め、全ての案件につきまして、慎重審議をいただき、ご議決、ご同意を賜りましたことに対し、心からお礼申し上げます。

さて、先般の議員全員協議会でもご説明申し上げましたが、剣吉中学校跡地の分譲販売に先がけ、12月末から、テレビ・ラジオでのコマーシャル放送を開始いたします。剣吉駅に近く、交通利便性が高い立地条件の良さに加え、子育て世代を含む若者には、安価で販売するとともに、町

が実施している給食費の無償化や、高校生にまで対象を拡充した医療費の無償化など、子育てしやすい町・南部町を積極的にPRしながら、早期の完売を目指すこととしております。

このような中、12月1日に、社会医療法人博進会が、沖田面地区に開院した「スワンクリニック」に、「小児科」が併設されましたことは、子育て世代の暮らしやすさの向上と、安心感の醸成につながるものであり、町といたしましても、定住対策にさらに弾みがつくものと、非常に心強く、関係者の皆様に、心から敬意を表する次第であります。

宅地分譲に加えまして、空き家バンク登録者のさらなる掘り起こしに努めていくほか、町民の皆様や事業者の皆様のお力添えも賜りながら、定住対策事業につきましては、今後とも、一步一步、着実に進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位、ならびに町民の皆様のご理解、ご協力をお願いするものでございます。

さて、町では現在、今年度事業の執行状況を確認しながら、平成31年度予算の編成作業を行っているところであります。

一般質問に対する答弁でも申し上げましたとおり、普通交付税の減額など、限られた歳入の中でありますので、財政規律を堅持することはもちろんであります。町民の皆様にとって、真に必要な施策には、重点的に予算を配分していくことも必要なことであり、職員にはその旨指示しているところであります。

また、予算の執行にあたり、職員には、計画している事業と併せて実施することで、相乗効果が期待できるものはないか。事業完了後には、次に何をすべきか。予算がなくても出来ることはないか。について、点検するとともに、全体の奉仕者として、町民の皆様にしっかりと向き合い、事業を進めていくことを、求めているところであります。

私もまた、町民の皆様にお約束した公約の実現に向けて、「常に町民のために」を念頭に、議員各位のご意見に耳を傾けながら、南部町の更なる発展に力を尽くしてまいりたいと考えております。

結びになりますが、馬淵川に飛来した、白鳥の鳴き声に、冬の訪れを感じているところであります。これから、日いちにちと寒さも厳しさを増し、本格的な冬となってまいりますので、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げますとともに、来る平成31年が、南部町と南部町民にとって、より良き年となりますようご祈念申し上げまして、本定例会のお礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君）　ここで、閉会に当たり私からも、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、11月30日から本日までの6日間でありましたが、議員各位には、議会運営にご協力をいただきまして、本日、ここに、閉会の運びとなりました。

議長として厚くお礼を申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

議員各位から表明された提言、意見等を踏まえながら、事業展開に邁進されますよう、町長はじめ理事者各位にお願い申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げます、簡単ではございますが、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

（午前11時32分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬 場 又 彦

署 名 議 員 工 藤 正 孝

署 名 議 員 根 市 勲